

第二編 古代

第一章 県南最古の村 都母村

第一節 都母村の住民

青森県の県南地方で日本の歴史の上に登場して来る最古の地名は『都母村』である。
すなわち『日本後紀』卷廿一、嵯峨天皇弘仁二年（八一二）七月廿九日の項に

出羽国奏。邑良志閉村降俘吉弥侯部都留岐申云。己等与_二式薩体村夷伊加古等_一。久構_二仇怨_一。今伊加古等。練_レ兵整_レ衆。居_二都母村_一。誘_二幣伊村夷_一。将_レ伐_二己等_一。伏請_二兵粮_一。先登襲擊者。臣等商量。以_レ賊伐_レ賊。軍国之利。仍給_二米一百斛_一。奨_二励其情_一者。許_レ之。

とある中の都母村というのがそれである。

これを現代文に直すと、「出羽の国から次のような奏上があつた。邑良志閉村の俘囚吉弥侯部都留岐が次のように云っております。自分は式（爾）薩体の村夷伊加古らと久しい間仇敵關係にあります。今その伊加古らは兵を訓練し、軍勢を整え、都母村にいて、幣（弊）伊の村夷を誘い、まさに自分達を伐とうとしております。兵粮の

支給方を懇願致します。その上で官軍の先頭をきつて伊加古を襲撃したいと思ひます、と。都留岐の云うところを臣（この場合は出羽国司）等がおし量ってみますと、賊を以て賊を伐つのは、戦をする国として利益であります。よつて米一〇〇石を支給して、その心情を励ましたいと思ひます。」ということになる。

ここに出てくる『都母村』というのは、いうまでもなく今の青森県上北郡天間林村の『坪』を中心とする広大な土地を指している。

原文末尾に、「許之」とあるのは、朝廷ではこの奏言を許可したという意味である。

ここで、互に仇敵関係にあつた都留岐と伊加古について少しく説明を加えると、都留岐は北秋田に住む俘囚、つまり朝廷に帰投した蝦夷ではあるが、完全に出羽国衙の支配下に収まっていたのではなく、半ば自治的独立性を認められている政治社会の統率者であつた。

一方式薩体村（現在の岩手県北部地域で、一部青森県東南部をも含む）の伊加古は、村夷と呼ばれているから山地に住む山夷と違い平地に居住していた蝦夷であろうが、一方、水田耕作を主とする農業を営んだ田夷とも異なり、畑作ならびに馬産を中心とした生産活動を営み、かなりの軍事力、経済力を有し、その後背地である都母や幣伊の村夷にまで影響を及ぼし得るほどの勢力の持主であつたようである。

この頃の都母はもちろん蝦夷と呼ばれる人々の住処であつた。

蝦夷という言葉の意味については、古くから種々の説があるが、最近では、平安時代の中頃までは、人種的概念を含まず、「まつろわぬ陸奥の辺境の民」を指し、エミシと呼んだが、その後、エゾと呼ぶようになった時から

は、異民族であるアイヌを指したものである、とされている。

ただし、そのために本来エミシ（或はエビス）と呼ばれるべき古代蝦夷も、いつとはなくエゾと呼ばれるようになり、一方またエビスという云い方も、アズマエビスという風に、東国の未開人を指す蔑称としても残り、混淆をきたしている。

すでに別記のように、現在の坪に近い小又部落からは奈良時代頃のものと思われる須恵器の優品や鉄製の斧等が出土している。このことは、この伊加古の事件のあつた時代は云うに及ばず、そのはるか以前から、この地方の人々が、中央の優れた文化を吸収していたことを示している。

それでは都母村の住民はすべてそういう高い文化をとり入れることのできる村夷であつたかという点、そうではない。

そこには、そういう文化になじまないで、山地に住む「山夷」もおり、狩猟のほかに、これまた馬の放牧等を行っていたであろう。

そのほかに、少数ではあろうが、狩猟を主たる生活基盤とする異民族アイヌも当然いたことであろう。

これら三者のうち、最大のもは村夷であり、彼等は多くは河岸台上に数十箇あるいは百箇以上の竪穴住居を作つて住んでいた。

これらの村夷は、その構成聚落毎にその長を持ち、その統制に服していた。そして、他の襲撃に備えるため、聚落の前面に館あるいはチャシを設けていた。（蝦夷は館・チャシを構築しなかつたという説もある。）

そういう沢山の村夷・山夷・アイヌの上に都母村を統率する族長がいたということになる。

これら都母地方の蝦夷は、たとえば、かなり発達した文化の段階にあったとしても、中央政府の支配下には入っていないかった。

従つて、中央政府に降伏しない蝦夷を^{あらえびす}麁蝦夷といい、降伏した蝦夷を^{にぎえびす}熟蝦夷という区分に従うならば、弘仁二年の征夷の対象となつた三か村の住民は、すべて麁蝦夷であつた。

国の勢力の発展のためには、麁蝦夷の熟蝦夷化が是非とも必要である。

武薩体・幣伊・都母村は麁蝦夷の住処である。

故にこの三か村は熟蝦夷化のために討たなければならない。これが征夷軍の論理であつた。

さて、残念ながら、この時伊加古と提携して、征夷軍にあつた都母村の族長の名は不詳であるが、都留岐のような俘囚ではなく、完全に中央政府から独立した小族長国家の長であつたと見られる。

第二節 弘仁二年文室綿麻呂による蝦夷征伐

さて、先にみたように、朝廷は出羽国からの奏言に許可を与えた。それはなぜであつたらうか。

征夷の論理は今述べた通りであるが、休んでいた征夷を再開した理由は次の通りである。

朝廷は、奈良時代末：宝亀五年（七七四）から始まつたいわゆる蝦夷征伐において、征夷大將軍坂上田村麻呂等の数次にわたる赫々たる武勲により、その前進基地を志波城迄進めたが、長年にわたる軍政のため桓武朝の疲

弊はその極に達していた。

そのため延暦二四年（八〇五）非戦論者である参議藤原緒嗣により、蝦夷征伐のことは中止されるに至り、さらに大同三年（八〇八）緒嗣が陸奥・出羽両国の按察使を兼ねることにより、十五年にわたる、さしもの「田村麻呂時代」も終わったかに見えた。しかし、翌々五年九月、田村麻呂の献言により、薬子の乱の平定に当り功をたてた文室の綿麻呂が参議・大蔵卿となり、さらに按察使の任を辞した緒嗣に代り、陸奥按察使を兼ねるに及び、「田村麻呂時代」はよみがえり、征夷のことが日程に上ってきたのである。

すなわち、綿麻呂が陸奥按察使となった翌弘仁二年（八一二）二月五日には早くも爾薩体・幣伊二村の蝦夷征討を奏請し、これに対し三月二〇日征討命令が下っている。以下『日本後紀』を現代文に意識し、征夷の状況を見ることとする。

三月二〇日の項に「去る二月五日の奏上に、願わくば陸奥・出羽両国の兵、合計二万六千人を進発させて、武薩体・幣伊二村を征討したい」と云ってきた。そこで命令する。数によって差し遣わし、速かに襲討し、せん滅を期せ。軍をいたわり、後の煩を残さぬようにせよ。又三月九日の奏により、軍士一万人の減少を知った。將軍等の憂国の情は誠に深いものがある。然りしこうして巢窟をさがしきわめよ。衆力はこれを助けるであろう。だから先の奏上により、減定に心を勞するな。將軍等はよろしくこれらの事情を知り、力を合わせ、意を同じくし、相共に功をたて業をなしとげよ。……とあるのが、綿麻呂の征夷の奏上文と、それに対する勅命の内容である。この項には、右の文に引き続き「時に出羽守大伴宿称今人が謀をめぐらし、勇敢なる俘囚三百余人を遣わして、

賊の不意を襲い、雷を侵かして武薩体の余孽よげつ（賤しい蛮人の敗残勢力）六〇余人を殺戮きつりくした。その功績は一時に冠たるものがあり、その名は不朽である。……」とあり、また、四月四日の項では、志太連宮持、俘囚吉弥侯部小金等の勇敢なる働きを賞しているから、征夷戦の前哨戦は、すでに三月頃から始まっていたことが分る。

そして、本格的な征夷の体制は四月に入つて整えられた。四月十七日の項に「正四位上文室朝臣綿麻呂を征夷將軍」としたほか、本来なら副將軍の筆頭におかれるべきはずの鎮守將軍佐伯宿弥耳麻呂を第二位に下げ、先の戦闘で功をたてた大伴宿弥今人を副將軍の筆頭においたことを記していることなどがそのあらわれである。

ついで四月十九日の項には「国の安危、この一挙にあり、將軍これを勉めよ。」という勅が出されたことが載っている。

ここに「国」というのは陸奥国のことであり、日本国のことではないが、この征夷の意気ごみのほども知られよう。

『日本後紀』には続いて、五月十日の項に「塞下の俘囚はその数がかなり多い。出軍の後、野心をおこすかも知れない。將軍等はつとめてこれを安んじいたわり、驚きさわがせてはならない。威と恵とを兼ねほどこし、朝制を行え。」との、出陣後の塞下の牧民についての勅命が載っている。

ここまでは順調に運ばれてきたようであったが、五月十九日には、征討軍に対する叱責の勅命が下った。内容が複雑なので、簡略にその趣意を述べると

一 二月五日の奏状では、六月上旬奥羽両国が発進できるように、兵糧・塩・兵器の準備もすでに完了している

とのことであった。

二 ところが、今五月十二日の奏状では、軍士・食料・雑物の準備を国司に命じ、又大伴今人は現に管内を巡行して軍士を簡閲しているという。征戦のそなえを知らぬというものであり、前後矛盾している。

三 今年是国家の忌み年であり、大歳も東方にあつて兵事は避けるべき年でもある。

よつて今年は準備だけにとどめ来年六月から軍事行動をおこせ。

四 征夷軍一万九千五百余人に対し、軍吏六十人を越えているのは、前の征夷時にくらべ多すぎるから、軍監十人、軍曹二十人と定めよ。

というのであつた。はかばかしくない戦さの準備に、天皇がいらいらしている状況が眼に見える。ところが事態の急変があつて、この勅命は実行されずに終り、七月十四日には「今月四日奏状により、くわしく知つた。俘軍一千人を以て吉弥侯部於夜志閉おやしへにゆだね、幣伊村を襲わせるといふことだが、彼の村の俘は党類が多く、陸奥一国の軍隊だけでは機事を失する恐れがある。よつて陸奥・出羽両国の俘軍各一千人を動員し、来る八・九月の間に、左右両翼を張つて攻め、將軍は副將軍や両国司とよく相談して、つぶさに奏上せよ。国の大事を決して軽く略してはならぬ」との勅命が下つた。

再度の出動命令が下つたわけである。

この直後の七月二十九日に、この章の冒頭にかゝげたように、都母村に逃げてきている式薩体の村夷伊加古を

討ちたいという、出羽の俘囚吉弥部都留岐に兵糧を与えて、その願いを許したことが載っている。

このようにして、都留岐等の力も利用し、夷を以て夷を討つ方式を併用しながら七月から進められていた作戦は、九月中旬から十月初旬にかけて実施されたようで、九月二十二日には「機に応じ、便をはかり、四道に分けて軍を進めているが、士卒の数が少ないのに、充用すべきか所が多く、加うるに霖雨がやまず、兵糧輸送も滞っている。輜重を増加しなければ恐らく兵糧も欠乏するだろう。なにとぞ陸奥国軍士一千一百人を加えてほしい。」という征夷軍からの奏上があった。

これらの征夷軍がどこまで北進したか、都母村までやってきたのか、正史の上では不明である。

だが、この戦闘には、当時都母村にいて兵を練っていた式薩体村の伊加古の討伐を自ら志願し、兵糧まで与えられた出羽の都留岐も当然に参加しているはずである。

そう考えれば、征夷軍の都母進出は当然あったことになる。東京教育大学の教授で、後に弘前大学野辺地分校の教授をした日本史学界の大御所松本彦次郎は、この時の征夷軍は、今の浅虫付近まで進出したとし、また最近本県古代史の分野で注目すべき論文を発表している八戸市の石橋勝三は、その著『北奥史の謎を探る』の中で、『仁佐体、閉伊村夷は勿論、都母村夷も亦荒夷として討伐対象になっていたのではあるまいか。……』と述べ、さらに後に紹介するように、「九かの戸」の成立を、征夷軍の都母進出に結びつけている。

この作戦について、石橋勝三は「八月頃には征夷の出動があり、それが四道に分けられて進軍した。前出の七月十四日の項に、閉伊の反夷討伐には両面作戦をとったとあるから、他の仁佐体方面は当然残りの二道に沿って

進軍したことになる。そのうちの一軍は当然七時雨山の難所を通り、馬淵川流域に出て北進し、他の一軍は新井田川に沿って下り、河口の八戸附近で合流したとも考えられる。」としている。

戦争に於ては、兵糧の欠乏ほど恐ろしいものはない。おまけに秋冷の長雨とあつては士気にも影響する。孫子の兵法式に「糧に敵による」方式は採用出来ぬ水稲不毛地帯でもあつてみれば、輜重兵の増員要請は無理からぬものであつた。

この長い都母戦線まで兵糧を補給するには、石橋勝三や西村嘉のいうように、要処に兵站部を設けるといふことも必要であつたろう。

このように苦戦をしいられた征夷であつたが、その戦果はどんなものであつたろうか。

『日本後紀』十月十三日の項に「今月四日の奏状をみるに、斬殺したり捕虜にした賊の数はやゝ多く、投降者も少なくない。將軍の経略や士卒の戦功もこれで分つた。其れ蝦夷は請に依り、すべからく中国に移送せよ。ただ俘囚は便宜を思いはかり、当土に安置し、つとめて教諭を加え、騷擾をおこさないようにせよ。又新獲の夷は將軍の奏により速かに進上せよ。ただし人数が多く、その路次堪えがたいものがあるので、強壯者には步行せしめ、虚弱者には馬を与えよ。」という勅命が載っている。

この勅命の重点は次の三点である。

- 一 其れ蝦夷は請に依り、すべからく中国に移送せよ。
- 二 ただ俘囚は便宜を思いはかり、当土に安置し、つとめて教諭を加え、騷擾をおこさないようにせよ。

三 又新獲の夷は將軍の奏により速かに進上せよ。

これによれば、征夷の結果、この地方の住民は蝦夷、俘囚、新獲の夷の三種に區別されたようである。

このうち、「俘囚」というのは、一般に、降伏した蝦夷をさすが、この征夷の前から俘囚であった者を云っているのか、征夷の結果降伏した者を指すのか、必ずしも明らかでないが、これらの地方には中央政府の勢力が従来およんでいなかった以上、征夷前に俘囚がいるはずがない。従つてここで俘囚とは、征夷軍に対し降伏した者ということになる。

都母地方には、中央文化を受容した者が相当いたことは既に述べたが、こういう人達がこの俘囚となつたと思われる。

次に一の蝦夷と三の新獲の夷とは、同一の者をさすのか、別のものを指すのかという問題がある。

高橋崇は、「この『新獲の夷』は上記の一の蝦夷に相当するが、教化に従わせるためにも新しく捕虜にした蝦夷を現地から切りはなしたわけである。」と、一と三の蝦夷を同じ者としている（『古代の地方史』）が、それでは、一では、「請に依り」としていながら、三では、**新獲の夷**とことわたつた上で、將軍の奏により速かに**進上**せよ、と區別している説明がつかない。

私はこの二つの蝦夷は別者であると解する。すなわち一にいう蝦夷は、降伏しなかつた蝦夷（それは**麁蝦夷**）山夷であつたらう）であり、三の新獲の夷とはアイヌを指すものであらう。

ただ一にいう「請に依り」というのは、蝦夷自身の願ひにより、という意味だとすれば、現地に止りたいと思

えば止り得たことにもなるが、この疑問は、この「請」を將軍の請と解すれば解決する。

一方、新獲の夷は、將軍の奏により進上せよ、というのであるから、これはあくまでも、内地に送って教化するためではなく、珍らしい人種として献上せよ、ということであり、アイヌとしか考えられない。

さて、一般に俘囚に対する待遇は、この頃次のように定められていた。

○延暦十七年（七九八）俘囚の調庸免除

○〃二十年（八〇二）田租免除（口分田支給）

○弘仁二年（八一二）二月、諸国の夷に子の代まで食料支給

○〃二（〃）三月、調庸徴収のため諸国の俘囚の計帳を出させる

○〃三（八一三）六月、俘囚のうち人望あるもの一人を長とす

○〃三（〃）十一月、諸国の介以上国司に俘囚の管理担当を命ずる

○〃四（八一四）十二月、俘囚の呼び方を廃し、姓名をとなえさせることとする

○〃七（八一六）十月、口分田を授けられて六年以上になる俘囚から田租を徴収することとする

つまり、弘仁七年頃までには、俘囚は律令下の公民と同じ待遇をうけることになったわけである。

だがこの一般原則は、弘仁二年の征夷の対象となったこの地方には、そのまゝあてはまらぬようである。

弘仁二年正月の段階で陸奥の北部には、和我（和賀）・葺縫（稗貫）・斯波（志波）三郡の建郡しかなかった。

しかも、その後延長五年（九二七）に成立した『延喜式』をみても、式薩体・幣伊・都母郡どころか、まだの

ちの「奥六郡」といわれる中の岩手郡の名称さえもないくらいであるから、この征夷ののち、これらの地方に中央政府下の政治組織が成立し、その住民がここにあげたような公民的な待遇を受けたなどということはありえない。

ただ、先の十月十三日の勅命が実行されたとすれば、都母地方も、従来多少対立的であった山夷の減少に伴ない、村夷の生活がやゝ安定化し、生産が進んだであろうと思われるが、さらに後述するように、九かの戸の創設がこの頃あったとすれば、水田耕作をはじめとする新しい文化との接触も十分に考えられる。

さて、今見た戦果だけではあまり大きな戦果とも云えないようであるが、十二月十三日に出された終戦の詔勅は、大戦果をたたえる語句に満ちている。

その項を現代文に意識すると「陸奥国の蝦夷等が年代を重ねて辺境を侵乱し、百姓を殺略した。そこで桓武天皇の代に大伴弟麻呂を遣わし之を討たせたが、なお余燼が残り、鎮守のことが止まない。それで坂上田村麻呂等を遣わして遠く閉伊村を極め、ほぼ掃討したけれども、山谷に逃げ隠れて悉く亡ぼしつくすことは出来なかつた。そこでこの度文室綿麻呂等を遣わして、敵を覆えず勢に乗じて掃討させたところ、副將軍等がおの心をあわせ協力し、殉心を忘れず、身命を惜まず勤仕し、奥地遠くまで迫り討伐し、その根據地を破り覆えし、遂にその種族を絶滅させ、また一二の遺るものも無くした。よつて辺軍を解散し、兵糧の輸送を中止した。その功労を量るに、位を進め恩賞を賜るに足る……」となる。

それについて文室綿麻呂以下の軍主脳がそれぞれ位階を進められたことが記述されている。

そして、さらに閏十二月十一日の項には、戦果と戦後処理についての綿麻呂の次のような奏言が載せられている。便宜上、箇条書にする。

一 今官軍は一挙に寇賊を亡ぼし残るものはない。そこですべからく、ことごとく鎮兵を廃し、永く百姓を安んじたい。

二 しかし、城柵等に納めている器材・軍糧等が少くないので遷し納めるまで守りを廃すべきでない。よつて一千人を置き、その守衛にあてることを切望する。

三 志波城は河岸に近く、しばしば水害を受けるので、すべからくその処を去り、便利の地に遷立したい。しばらくの間、二千人を置いてその守衛にあて、その城に遷り終つたなら、すなわち千人を留めて長く鎮守となし、その他はことごとく解却することを切望する。

四 又、兵士を置くのは非常に備えるためであるから、すでに反賊がない以上は、どうして兵をおく必要があるうか。ただし辺国の守りはただちに止めるべきでないから、二千人を残置することとし、その他は解却することを切望する。

五 宝亀五年（七七四）この方当年まで三十八年、辺寇はしばしば動き、対応に絶間がなく丁壮老弱、百姓等も疲弊の極に達しているので、四年間の免税措置を講じて下さることを切望する。

まことに、この奏言通りならば、大戦果であるが、史家の中には、この征夷戦を、あまり高く評価しない人も

いる。

たとえば、『古代東北史の人々』の著者新野直吉は、「一体どこからこのような自他の評価が生まれたものであろうか。その解答は、綿麻呂のその奏文の中にある」として、前記五項目の奏文を掲げた上、「かくの如く、この度の征夷を宝亀以来三八年間にわたる連戦の終結戦闘というふうにとらえる以上、この度の戦果を然るべく評価しないと、有終の美を以て事態を拾収できないことになる。こういうことになれば、実際上の戦果などどうであろうと、理念上、国家にとっても奥羽にとっても、大戦果があつたから兵を解き戦乱を収めることにしなければならぬ必然性があつたのである。」と云っている。

そして、都母が一体どうなつたかという点について新野氏は何も触れていないが、都母で兵を訓練していた伊加古については「岩手県北部の勢力であるばかりでなく、青森県地方にまで行動圏を持った伊加古が、一挙に遺れるものもなく討伐されてしまったなどは、とても考えられない。ことに、右に指摘したように、むしろ消極的にさえ見える綿麻呂の征夷政策では、徹底的に討滅し得たとも考えられないし、また伊加古の方もそれに屈して服従したとも考えられない。両者暗黙のうちに派手な敵対姿勢は見せない形になつたというだけのことである。事実、『延喜式』『和名類聚抄』の時代になつても、爾薩体にも閉（弊）伊にも郡郷建置は無かつたのであるから、綿麻呂征夷というものは、ほとんど田村麻呂段階までのところを確保したということに外ならず、わずかに新たに徳丹城を造営したにすぎないと考えられる」と述べているが、彼の言をおし進めれば、それはそのまゝ都母地方についてもあてはまることであろう。

一方、今一人、東北古代史研究の第一人者高橋富雄はその著『東北の歴史と開発』において、「坂上田村麻呂の延暦、文室綿麻呂の弘仁の大征討によって、蝦夷はその本拠をくつがえされ、主力が壊滅するほどの打撃を受けた。おびただしい捕虜・降伏者をいだした。」と、綿麻呂等の戦果を奏上文通りに認めながら、一方、『古代国家の東北経営は、陸奥国で盛岡付近、山羽国で秋田付近にとどまっている。岩手・秋田両県の北半部から青森県にかけては国づくりは行われていない。』と、征夷ののちの青森県の政治社会情勢について述べており、弘仁二年の征夷後の青森県の政治社会情勢についての見解はほぼ一致している。

第三節 戸の起源

綿麻呂の戦後処理についての奏言の具体的処理状況について、史料の上で確かめうるものは、閏十二月十九日、出羽国の軍役に従事した百姓に三年間の調庸（租税）を免除したこと、三年二月二日、征夷軍士の従軍日数が四十日以上となるので昨年分の調庸を免除したこと、および弘仁三年ないし四年に完成したと見られる徳丹城（盛岡市南郊）の造営とであるが、綿麻呂奏言第二の城柵に残した器械・軍糧の守衛の問題について、石橋勝三は、極めてユニークな見解を展開している。

石橋は、ここでいう城柵を、軍糧補給のための兵站部と見る。そして、その兵站部は、爾薩体から都母までの間に、一定間隔をおいて設置されたが、それが、いわゆる九かの戸の起源となったものと推論し、「今馬淵川上流から上北郡まで、陸羽街道に沿って点列する一戸、二戸、三戸（四戸の地名は不明）五戸、六戸、七戸等の間隔

をみると、大体十五キロから二十キロほどになっている。ただし三戸と五戸間は三十キロ位であるから、この中間に四戸があるとすれば、この各戸間の里程は、古代駅間の一日行程と大体一致する。これに対してこの主幹線からはずれている八戸は、三戸、五戸から同じく一日行程の所にあり、九戸も亦一戸から東方に十五キロほど離れた所にある。この現在地名八つの各戸は、七時雨山以北の兵站部設置想定箇所と大略その北進方向と点列距離間が合致する。又この両者ともに古代の仁佐体、都母間にあるということは、ただ偶然の一致として看過し得ないものがある。」と述べている。(石橋前掲書七一頁)

また石橋は、弘仁二年後、弘仁四年に、この地方で再発した蝦夷の反乱鎮圧のためにも再度この兵站部が利用され、守兵駐屯地ともなり、宿駅ともなり、残留を希望する者は、現地開拓民ともなり、やがてそれが九かの戸ともなったものではないかと、次のように述べている。

「前述のように戦時中の兵站部を守備兵の駐屯地に利用したということもあり得たのではあるまいか。これが当時の情勢からみて、恐らくこの鎮兵は反乱鎮定後もただちに全部を解除することなく、徐々に撤兵し、兵のうちに残留を望む者があれば、柵の戸的な性格をもたせて、現地開拓民としたとも考えられる。

奥地警備に必要な仁左体、都母間の軍用主幹路線を維持するためには、鎮兵撤退後も何等かの手段を講じたものと思われる。この点に関して後世の一戸から七戸までの数詞順による戸の点列がこれを示唆しているように思われてならない。ただ九かの戸という点からみると、八戸、九戸の存在が問題となるが、これも主幹路線に対する側面防衛の役割をする出張り城柵と考えられないこともない。これらの駐屯地が軍事據点としてばかりでなく、

宿駅的役目もはたしたとすれば、なおさらこれが九かの戸起源に連がる可能性があると思う。

王朝時代を通じて最後まで北奥地方に律令制度が浸透しなかったことを思うとき、特に仁佐体、都母の二かの部地方の広い蝦夷地に於いて、その中央を南北に縦貫するただ一本の路線に対し、部族長制に反する郷戸制の形態を点在するということは、その配置の目的からみても強力な軍事行動のあつた弘仁年間にその発生の端緒を求め、る以外にないようには考えられる。」(同七八頁)

石橋はまた、従来九かの戸の制度は、鎌倉時代南部光行の糠部入部に基くとする説を却け、「鎌倉幕府の制度には「戸」をとりいれた行政区画地名はなく、又恩給による地頭支配に対し、突然の九かの戸出現は封建制に結びつかないものがある。九かの戸の組織は律令制に無関係とは思われず、したがってこの地名の発生は王朝時代にあつたのではないかと思う。」(同八一頁)とも云っている。

この石橋説は、『八戸の歴史』の著者である西村嘉にも引継がれ、次第に支持者を得つつある。

私は、先に、綿麻呂の弘仁二年の征夷は、極めて不徹底に終り、討つ者と討たれる者、両者暗黙のうちに、派手な敵対姿勢は見せない形になつたというだけのことであろう、という新野直吉の説を紹介した。

このことは、両者間に、何等かの妥協が成立した、と云い直してもよいだろう。このように考えると、坂上田村麻呂が弓のはずで石面に「日本中央」と刻したといわれ、古歌に盛んに詠まれている壺碑(つぼのいじぶみ)伝説も、田村麻呂を綿麻呂に置換えるとき、その生れ出るべき素因をこの妥協策の中に蔵していたとみてよからう。

この点については次章でも触れたい。

第四節 弘仁四年文室綿麻呂による蝦夷征伐

弘仁年間の文室綿麻呂の征夷については、ほとんどの研究書は弘仁二年のものしか述べていない。

ところが、『三代実録』によれば、二年後の弘仁四年にも征夷のことがあったようである。

すなわち、『三代実録』貞観十二年（八七〇）三月廿九日の條に

從五位下行対馬守兼肥前権介小野朝臣春風奏言。故父從五位上小野朝臣石雄家羊革甲一領、牛革甲一領

在陸奥国。去弘仁四年賊首吉弥侯部止彼須可牟多知等逆乱之時、石雄着彼甲、討平残賊。厥後

兄春枝進之。望請。給羊革甲、以宛警備。帰京之日、全以進官。詔許之。其牛革甲給陸奥権守

小野朝臣春枝。

とあり、弘仁四年（八一三）に賊首吉弥侯部止彼須可牟多知らが逆乱の時、小野石雄が羊甲を着用して残賊を討平したことがわかる。

この時の征夷の具体的事実については、かんじんの『日本後紀』には弘仁四年の三月から翌五年の六月の間が全く欠落しているのでよくわからないが、『日本紀略』によれば、弘仁二年の征夷の後、征夷將軍からもとの陸奥・

出羽按察使に復していた文室綿麻呂が、弘仁四年五月、再度征夷將軍に任ぜられており、また『日本後紀』によれば同年八月、綿麻呂はもとの陸奥・出羽按察使に再びもどっているので、一年五か月の間征夷將軍の任にあつたことがわかる。

この征夷について、石橋勝三は『日本紀略』を引用したのち「これによると止彼須可牟多知の乱は、およほ四年五月頃に発生し、翌年の八月に鎮定されたことになる。

この反乱が大規模なものであつたことは、綿麻呂が征夷將軍に再び任ぜられていることと、その鎮圧に一年余も費されていることでもわかる。

軍防令に一万以上の出征の場合は、將軍一人を置くことが規定されているから、この反乱は弘仁二年の征夷に次ぐものであつたらしい。

この戦場がどの辺であつたか不明であるけれども、残賊の反乱であるという記録からみると、閉伊及び仁左体、都母地方であつたことは推測できる。そうであるとすれば、この反乱も亦九かの戸起因に無関係でないように思われるのである。」と述べている。(石橋前掲書七二頁)

この弘仁四年の征夷のことを掘りおこしたのは石橋勝三の功績であるが、なお若干の疑問が残る。その第一は、この征夷の戦闘期間の問題である。

先の弘仁二年の征夷の時、綿麻呂は、四月十七日に征夷將軍に任ぜられている。戦闘は十月に終わったが終戦の詔勅は十二月十三日に出されている。そして綿麻呂が征夷將軍の地位を解かれるのは翌年十二月である。

これによれば、綿麻呂は、終戦後一年以上征夷將軍の任にあつたのである。

これを、弘仁四年の征夷にそのまゝあてはめることはできないにしても、綿麻呂の征夷將軍の在任期間一年五か月からみて、実際の戦闘が一年以上におよんだとは考えられない。

その第二は、『日本紀略』の中の「残賊」の解釈である。石橋説は、その引用した処からわかるように、これを弘仁二年の時の残賊と解釈している。

しかし、『日本紀略』は「賊首吉弥侯部止彼須可牟多知等が逆乱の時、石雄は羊甲を着用して、残賊を討平した……」とあるから、これは、弘仁四年の乱の時の残賊と解釈される。

その第三は、賊首が「吉弥侯部」という、俘囚ではあるが、中央毛野氏系の「氏姓」を称している者であり、弘仁二年征夷の対象となつた武薩体・幣伊・都母村の何某といった単数の地域的支配勢力とは違う複数の土豪であつたという点である。

このような「氏姓」を有するものの逆乱がどのようなものであつたか、その征夷を、弘仁二年の征夷と同じ性格のものともみてよいのかどうか、今後の研究にまたねばなるまい。

第二章 壺の碑伝説と都母村

第一節 歌枕「つぼのいしぶみ」

昭和二十四年六月二十一日、甲地村地引の川村種吉氏によって、「日本中央」の文字を彫った石が、甲地村石文部落の雑木地帯から発見され、伝説に名高い坂上田村麻呂の建てたいわゆる「壺の碑」いしぶみではないかというので、種々の論議を呼んだ。

坂上田村麻呂が陸奥のおく、日本の東のはてに、「日本中央」と彫った「つぼのいしぶみ」を建てた、ということとを記している最古の文献は、藤原顕昭の編んだ『袖中抄』であり、つぼのいしぶみが好んで歌に詠まれた十二世紀末葉（文治元年―一八五から同三年までの間）に編さんされたものである。

その全文を次にかかげてみよう。

一 いしぶみ

いしぶみの けふのほそ布 はつはつに

あひてみても猶 あかぬけさかな

顯昭云、いしぶみとは陸奥のおくにつほのいしぶみ有。日本の東のはたと云り。但、田村の將軍征夷の時、弓のはずにて石の面に日本の中央のよしを書付たれば石文と云と云り。

信家の侍従の申しは、石の面ながさ四、五丈なるに文をゑり付たり。其所をつほと云也。(一本に、それをつほとはいふ也。)

私云。みちの国は東のはたとおもえど、えぞの嶋は多くて千嶋とも云ば、陸地をいはんに、日本の中央にても侍るにこそ。

文意はおのずから明瞭であるので、ここでは特に説明は加えず、十一世紀から十二世紀にかけて、つほのいしぶみを詠んだ歌を次にかかげてみよう。

No.	1	2	3	4	5	6	7	8
	<p>日数経て かく降つもる 雪なれば つばの碑 跡やたゆらん</p>	<p>いしぶみの けふの細布 はつはつに 逢見ても猶 あかぬけさかな</p>	<p>いしぶみや つかろのをちに ありときく えぞ世の中を 思ひはなれぬ</p>	<p>みちのくの 奥床しくぞ 思ほゆる つばのいしぶみ そとの浜風</p>	<p>みちのおく 壺のいしぶみ 有ときく いづれか恋の さかひ成らん</p>	<p>おもひこそ 千島のおくを 隔てねど えぞかよわさぬ 壺のいしぶみ</p>	<p>思ふこと いなみちのくの えぞ云はぬ 壺のいしぶみ かき尽さねば</p>	<p>みちのくの いはで忍ぶは えぞ知らぬ かき尽してよ 壺のいしぶみ</p>
詠者及び所載歌集	懐 円 玉 集	仲 実 中 抄	清 輔 夫 木 和 歌 抄	山 西 行 家 集	寂 蓮 夫 木 和 歌 抄	顕 昭 六 百 番 歌 合	慈 円 玉 集	頼 朝 拾 玉 集
時 代	十一世紀初頭作品	十一世紀末 十二世紀初頭作品	十二世紀中頃の作品	十二世紀後半の作品	十二世紀後半の作品	建久四年(一一九三)の作品	建久六年(一一九五)の作品	建久六年(一一九五)の作品

これらつぼのいしぶみを詠んだ数々の著名歌人の歌は、実際にそれを眼のあたりにみて詠んだのではなく、伝説や史実のまつわる興味深い名所や名勝に限りない思いをはしらせて詠んだものである。

顕昭は、袖中抄の中で、陸奥のおく、つぼという処につぼのいしぶみがあるという伝説を伝えている。

そのことは、顕昭が袖中抄を編む以前から既に、いしぶみ伝説の存在したことを物語るものであるが、一方またこの袖中抄の出ることによって、つぼのいしぶみ伝説は後世に広く伝えられるようになったものと思われる。

前掲のような歌に詠まれる詩想上の名所を歌枕と云うが、つぼのいしぶみは歌枕として著名であるだけでなく、様々な文献にも登場している。

たとえば、鴨長明の建保四年（一一二六）以前の著である『発心集』には、「心戒上人跡を留めざる事」の条に、「その後この国へ帰りて、都あたりは事に触れて住みにくしとて、夷があくる、つかる、つぼのいしぶみなどいふ方に住みけるとかや。」とあり、また『延慶本平家物語』（永元二年―一二〇八から建長四年―一二五四までに成立）に、「いかなるあくる、つかろ、つぼの石ふみ、夷がすみかなる千島なりとも、甲斐なき命だにもあらばと思給ぞ、せめての事とおぼえて、いと惜き。」等とあるが、この二例は、達谷窟の悪路王伝説に由来する悪路王が地名化して「あくる」となり、また「つぼのいしぶみ」も地名として捕えられたりすることもあったことを示している。

歌枕としての「つぼのいしぶみ」には、西行の歌に代表されるような「憧憬」が感ぜられるが、地名化した「つぼのいしぶみ」には「辺境」のにおいしか感じられない。（「つかる」・「つかろ」は津軽のこと。）

第二節 千引の石

壺の碑のことは十五世紀作と思われる謡曲『千引』にも出てくる。その概要は、陸奥の甲斐守某の知行所である壺の碑に千引の石という巨石があったが、この石に魂があり、人を取って困るのでこれを捨てようとし、各戸から人夫を徴収した。その村には若い貧しい女がいたが男手がなかつたのでひとり男にまじって人夫に出ることを悲しみ、村を出る決意をしていた。女には前から契りを結んでいる男があり、その夜も忍んで来たが、女のうれいを聞き、自分が千引の石の精であることを明かし、自分はたとえ千人に引かれても動かぬが、そなたが引くならばやすやすと引かれようと約束する。

いよいよ当日、石の精の云ったごとく、千人の男が引いても石は微動だにしなかつたが、女が一人で引くと大石は軽々と動いた。じらい村人は女を観音の化身とあがめ、女は富者となった、というのである。

後述するように、坪地方に伝わる伝説は、この謡曲とほとんど同じ内容のものが多く、女の名は「つぼこ」ということになっている。

『神中抄』に、つぼのいしぶみが巨石であったことを記しているにもかかわらず、つぼのいしぶみを詠んだ歌には、巨石的要素は全くあらわれてこない。

また「千引の石」は古事記や万葉集の歌にも詠まれているが、そこには、つぼのいしぶみ的要素は全くない。これで分るように、つぼのいしぶみと千引の石とは元来何のつながりも無いものであった。

神中抄に、つぼのいしぶみの大きさを四、五丈としていることについての解釈も、従って四、五尺の誤記だろうとする説も昔からあるほどであった。

相異なる二つの伝説を最初にはつきりと結びつけたのがこの謡曲千引であった。

このようにして、色々な形で人に知られるようになった「つぼのいしぶみ」は長い間、伝説や歌枕であるにとどまり、幻の存在であった。

それが現実のものとしてあらためて世人の注目をひいたのは、宮城県が多賀城碑が発見されて以来のことである。それからのち「つぼのいしぶみ」をめぐる、種々の論が展開される。

第三節 多賀城碑即「つぼのいしぶみ」説

多賀城碑は、新井白石の『同文通考』によれば、万治・寛文（一六五八～一六七三）の間の出土であるが出土の状況等はよく分らない。

この多賀城碑がほとんど発見の当初から「つぼのいしぶみ」と呼ばれていたことは、奥州宮城野の坪の石文の由来の記載のある『文禄清談』（内閣文庫蔵）の奥書に、寛文七年（一六六七）に書写し終った、とあることから確かであるが、当時これが歌枕にある「つぼのいしぶみ」であることを疑う者はほとんどなく、寛文九年（一六六九）奥州を旅行した高野直重の『和歌名所追考』、延宝年間（一六七三～一六八一）の著と見られる黒川道祐の『遠碧軒随筆』等、いずれも多賀城碑をつぼのいしぶみとして紹介しているが、特に後者は、井原西鶴の『一

目玉鉾』や正徳二年（一七一二）の『和漢三才図会』等のもとともなったといわれている。（安倍辰夫「つぼのいし
ぶみと多賀城碑」参照）

その他、新井白石や、『奥の細道』で有名な俳人松尾芭蕉、さては、あまりにもその紹介に熱心であったあまり、
明治中葉、多賀城碑文の偽作者と誤解されたりもした佐久間洞巖（伊達綱村・吉村の家臣で、『奥羽観蹟聞老志』・
『多賀古城壺碑考』の著者）等もいずれも多賀城碑をつぼのいしぶみと信じて疑っていない。

多賀城碑の碑文はすでによく知られているが、参考のため左に掲げよう。

多賀城 去京一千五百里

去蝦夷国界一百廿里

去常陸国界四百十二里

去下野国界二百七十四里

去韃鞨国界三千里

西 此城神龜元年歲次甲子按察使兼鎮守將

軍從四位上勳四等大野朝臣東人之所置

也天平寶字六年歲次壬寅參議東海東山

節度使從四位上仁部省卿兼按察使鎮守

天間 林 村 史

將軍藤原惠美朝臣獨修造也

天平寶字六年十二月一日

この碑文を読んで、多くの人は、①天平寶字六年（七六二）は、坂上田村麻呂の活躍以前の年号であること。②田村麻呂が弓のはずで書いたという「日本中央」の文字が見えないこと、の二点について疑問を抱くと思われるが、①については、征夷の歴史を、田村麻呂があまりにも有名であるが故に、象徴的表現を以て田村麻呂に代表させたものであり、②については、『袖中抄』には「日本中央のよし」を書きつけたとあり、「日本中央」と書きつけたとはないから、この碑文は、多賀城碑が日本の中央に建てられたことを意味している、と解することができる、として、多賀城碑をつぼのいしぶみと信じて疑わなかったようである。（前掲安倍辰夫論文参照）この点については現在でも多くの信奉者を持っている。

第四節 坪村の碑即「つぼのいしぶみ」説

多賀城碑即つぼのいしぶみ説が唱えられる年代より少し前の慶安四年（一六五二）七戸地方の知行主として坪村や千引村をも支配していた南部重信（後の盛岡藩二九世、歌人として有名）は、四月初旬、歌友達とともに千引明神に詣でて、「むかしの事を聞て、かたのやうに書おくこともいとおかし。」といいながら、次の二首の歌を詠じている。（『篤馬家訓』）

名にしおふ 千引の石に跡しめて

動きなき世を 神や守らん

物云はば 宮井の松に問てまし

引手になびく 石の心を

この二首の歌から我々は謡曲『千引』と同系の巨石伝説を読みとることは出来るが、田村麻呂の「つぼのいしぶみ」伝説にかかわるものを感じ得ることは出来ない。

重信ほどの歌人にして、つぼのいしぶみに触れていないのは、当時まだこの地方には、つぼのいしぶみ伝説が存在しなかったことの証左であると思われる。

ところが、すでに引用した高野直重は、『和歌名所追考』中で「雲葉集に壺の碑を千引の石と同じ事に其故事をかかれたり。当時南部領七戸の内に坪村とてあり。そこに千引の石とてあり。……両石を混合して坪村の名は後世の人私に云付けし事か。今多賀城碑髓に存せり。……異説不可用歟。」と述べているから、彼が奥州旅行をした寛文九年（一六六九）頃には、南部地方でも、つぼの石は、七戸領の坪村にあると信ぜられ話題に供されるようになってきていたものであろう。



昭和26年川村種吉氏
発見の日本中央の碑

寛文十年（一六七〇）夏のころ遊行僧他阿上人が七戸千引に来て詠んだ歌として

陸奥の坪の碑世々経ても尽る期はまたあらしと思ふ
というのが『篤焉家訓』に載っているのも、その一証
左となろう。

この高野直重の、多賀城碑即つばの石文説、坪のつば
の碑否定説に対し、南部藩の学者清水秋全が、寛延三年
（一七五〇）反論を出し、「春三月、君命ヲ蒙り、仙台の

石碑真偽矣ヲ見ニマカリシニ、其処ニ古城ノアトアリ。図ニ記シ奉リヌ。予、石碑ノ図ヲ見侍ルニ、是レハ東西
南北ノ遠近ヲ記セルノミニテ貴ム可キ義ミエズ。壺碑南部七戸の坪村ニアリテ古ヘヨリノ名処、証歌ニ明カ也。

殊ニ勝レタル文アリ。日本ノ中央ト有。意味深重ニシテ尊ム可シ。東極ニアリテ中央ト云事誠ニ故アル哉。……

「坪村何そ私になづくべき。古よりの石ふみ有、出処明か也。石碑は仙台に幾らありといへども壺という在名あ
らざる故偽也。」と、多賀城碑こそ偽物であり、坪にあるものこそ本物としているが、両石の鑑定に南部藩主まで
乗出したことは、この問題が、この頃朝野の大問題となっていたことを物語るものであろう。

なお、これより先元禄の頃（一六八八〜一六〇四）、南部藩領に旅行し、花巻に留った医師松井道円は、『吾妻
むかし物語』を著し、壺の碑、野田の玉川、磐手の山などは、仙台領にもあるが、いずれも南部領内のものが真



『東奥紀行』所載の壺碑図

物であり、高野直吉の説とは正反対に、仙台領のものこそ後人付会の説であるとしている。

かつては歌枕として歌に詠まれるにとどまった「つぼのいしぶみ」は、多賀城碑の発見を機にし、実在のものとなされ、多賀城碑即「つぼのいしぶみ」であると信ぜられ、それに関する幾多の論考を生んだが、松井同円のように、他国人にして、多賀城碑即つぼのいしぶみ説を否定し、坪の碑即つぼのいしぶみ説を唱える者もあらわれたが、その最も代表的な人物は、水戸の地理学者長久保赤水であろう。

赤水は、宝暦年間奥州に杖をひき、同一〇年（一七六〇）『東奥紀行』を著し、多賀城碑は、多賀城修造碑であり、古歌のつぼのいしぶみは、かつて南部の壺村にあって、日本中央と記されていたが、今は石文明神として祀られて無くなった石碑であるとし、日本中央と彫られた壺碑図ならびに石文明神祠図をも掲げている。

この後、つぼのいしぶみについて述べる学者の多くは南部人たると他国人たるを問わず、この赤水の所説に相
似の説をたてている。

たとえば、幕府の巡見付に隨行して奥州に來た備中の人で地理学者である古川松軒の天明八年（一七八八）の
『東遊雜記』、四十余年も東北各地を巡遊し、大冊の『菅江真澄遊覽記』をのこした同氏の天明六年（一七八六）
の『岩手の山』、南部藩士三輪秀福等の文化三年（一八〇六）の著『旧蹟遺分』、南部藩士で国学者である江刺恒
久の明治三、四年（一八七〇〜七二）の著『奥々風土記』、江戸時代末期から明治にかけて、北方探検家として名
をはせた、伊勢の人松浦武四郎の明治三年（一八七〇）の著『壺の碑考』等はその代表的なものであろう。

ここに列記した人物のうち、最も痛烈に多賀城碑即つぼのいしぶみ説を論難したのは松浦武四郎であつた。武
四郎は、この著の中で、多賀城碑の顕彰に最も功績のあつた伊達藩の学者で『觀蹟聞老志』等を著した佐久間洞
巖について『洞巖も主の命を蒙りて觀迹聞老志を編輯の時も其文を舞ハせしこと有。其を以てますます紛ハしき
事ともなりぬ。其壺の碑なるものは壺村の方をさして云。』と批判を加えている。そして松四郎は、千曳明神の石
と坪の碑との関連、坪の碑と多賀城碑との因縁について、『千曳明神と壺の石ハ一物兩名にして、多賀城碑をして
壺の碑と呼なせしハ二物一名ならん哉。……』と結んでいる。

もちろん、江戸時代中期以降、坪の碑即つぼのいしぶみ説が盛行する中であつて、依然多賀城碑即つぼのいし
ぶみ説を唱えた人もいる。

その代表者二人をあげるなら、一人は南部藩士（享和元年―一八〇一没）で『邦内鄉村志』を著した大巻秀詮

であり、今一人は、寛政の三奇人の一人として知られる江戸生れの経世家で、仙台にも住んだことがあり、『坪碑考』を著しいる林子平（元文三〜寛政五―一七三八〜九三）である。

第五節 「つぼのいしぶみ」複数存在説

以上、いわゆる「つぼのいしぶみ」が実在するものとの立場に立った相対立する二つの説を述べたが、それが実在するとの立場に立った上で、両説の妥協を試みたと思われるのが橘南谿である。

南谿は伊勢の生れで、京都その他に住んだ医師であるが廻国の志を持ち、国の東西を巡遊し、『東西遊記』を著した。その一部である『東遊記』は寛政七〜九年（一七九五〜九七）に刊行された。

その中で南谿は、壺のいしぶみ（宮城）と題した一章を設けているが、一言にしていえば、多賀城の碑は、名におう壺の石ぶみ（西のいしぶみ）であり、南部にあるのは「東の壺の碑」である、というのである。

そのうち、東の壺の碑についての部分を左に掲げよう。

又、東の壺の碑というものあり。是は此多賀城よりは七八十里斗り東北の方、南部の野辺地の近在に

壺村という所あり、其村に壺山という山有りて、此山に石碑あり。村民其碑を尊敬し、社を建て是を祭り、氏神として往古よりみだりに開く事なし。碑面文字あり。上の方に大字に東という字を彫付けたりと云う。其文はいかなることならん。土民尊敬して、石摺などにする事を許さず、故に知る人なし。近

年好事の士、此碑を摺り伝えんことを求むれども、極遠方の事故、遊ぶ人も稀にて、いまだ世に弘まらず。余も彼地を往来せしかども、其比其辺盜賊の沙汰頻なりしかば、取急ぎて打過ぎし故、其村へもいたらず。今に残念なり。多賀城の碑に西という大字あれば、是に対する東の碑あるべき事也。又扶木集、清輔朝臣の歌に、「石ぶみやつがろのをちにときくえぞ世の中を思ひはなれぬ」、又西行の山家集に、「みちのくは奥ゆかしくもおもほゆる壺の石ぶみ外の浜風」などあれば、是等も東の壺碑にやと思わる。

この妥協説に対しては当然ながら反対意見が出されている。その中の一人、岸俊武の説を別記紹介しておいたから参照してほしい。

以上江戸時代における「つぼのいしぶみ」に関する論考を主として紹介してきた。

この辺で、南部地方に伝わる「つぼのいしぶみ」伝説を紹介しておこう。

第六節 南部地方に伝わる「つぼのいしぶみ」伝説

南部地方に伝わる「つぼのいしぶみ」伝説には数種あって、これぞという定説がない。『新撰陸奥国誌』の編者岸俊武をして「或は自家に私し、或は窄見にして事実を誤り、或は強牽附会又地理をなさざるの失等ありて、紛々定説なけれど……」と歎ぜしめたのももつともなことである。

諸説紛々、帰一するところを知らなくなった原因は岸のいうとおりであろうが、その元は、石文村・坪村・千
曳明神（千曳の石）の三者の関連が不明なところにある。

今私はこの三者の関連を明らかにしようとするものではないが、紛々たる諸説を整理しておく必要はあると思
われるので、一体伝説の中には何コの石が登場するのか、その石にはどんな伝説がついているのか、という観点
から、それぞれの代表的なものを掲げてみよう。

(一) 石の数を一コとするもの

①三輪秀福著『旧蹟遺文』文化三年（一八〇六）

壺碑 千引明神宮

つぼの碑は北郡七戸と野辺地との間に、壺村・石ぶみ村といふところあり、この所にむかし碑あり
しゆゑに壺碑と名づけしといひ伝ふ、今はその碑なし。土人いひつたふるには、壺村と石ぶみ村との

此間二里計
へだたりぬ。中らに、千引明神の宮あり、むかしこの宮の下にかの石はうづめたりとぞいふ。（中略）

考るに土人の云、むかしこのあたりに碑あり。いと大なる石なりしを、いつの頃にかありけん、その
辺りを田畑などにせんとにや、便りあしとて、かの石碑をひき退んとするに、おほくの人物しけれども、
かのいしぶみうごくべくもあらず。しかるに其のあたりに壺といへる女有て、この女壺人にて引ければ、
いとこゝろよくおもふまゝにひかれたりとぞ。さるあやしきことのありしによりて、それを土中にうづめ

て、その上に宮を立て神といはひ、千引明神と申けりと云り。

またいしぶみをたてんとせし時、その所に大なる石ありけるを碑にもせんとておほくの人して引せしに、うごくべくものあらざりしを壺といふ女の引たりしよりいふともいひ伝たり。

いづれかまことならん、今さだめがたし。

この古きつたへともは、いとあやしきことどもにて、うたがはしくおもふ人もありぬべけれど、ふるき伝説、また風土記などには、今ひと際あやしきことのみおほかれれば、後の世の心もて一向にうたかふべきにあらず。(以下略)

②古川古松軒著『東遊雜記』天明八年(一七八八の項)

天明八年八月二十五日

右図せる所の千引明神の社、二間に三間、檜皮の屋根にて其うへに草葺の素屋をなしてあり。其地ひようびようとせし平地にて、諸木の森凡方百間余、神さびて至て殊勝の所なり、千引の森と称せるは是なり。神主は教岩坊といふ山伏にて少しく除地有て古へよりの御巡見所也。

山伏を召され古来の事を御尋ありしかども、一字不通の文盲人にて委しからず。彼の家に代々云伝ふることには、神代の時に石の札を立て、其石を限りに北方の国より渡り来る鬼をば追返せし事なるに、悪鬼の来りて其の石を土中へ深く隠せしを、神々達の集りさがし出し給ひし所こそ石文村にて、其石を

建し所は坪村にて有しを、坂上田村丸来り給ひ、鬼を残りなく殺し給ふ故に、此石は無用とて此所を七尺掘て埋め給ひ、其上に社を建立なされし事にて、其石を坪村より是迄引とるに人数千人にて引しを以て千引大明神と申なり。

歌に「みちのくの千引の石と我恋は かなはずおりに中や絶なん」

右の通教岩坊が口上にて物語のままを書きしるす也。おかしくも聞ゆれども、予は頼母敷思ふ也。

鬼と称せるは蝦夷人のことなるべし。神代遠からぬ時にやあらん。文字ありしと云事の云伝はなきやと尋しに蚯蚓文字の有しと答ふ、おかし。

予按ずるに世に称する壺の碑は、此所が真なる碑にて宮城郡市川に今ある壺の碑は、多賀城の門碑にて壺の碑にはあらず。風土記にも取違へし事ままあれば、此所に真の壺の碑あることは大辺鄙故に知らずして、多賀城の碑を見出し、古へ門前をつぼと云し故に誤りて壺の碑と風土記に書誤りし故、後世に於ていよいよ取違へしものなるべし。古歌によりても考思ふべし。

おもひこそ千島の奥を隔てねど

えぞ通はさぬつぼの石文 頭照法師

みちのくの奥ゆかしくぞおもほゆる

つぼのいしぶみ外のはま風 西行法師

いしぶみやつがるの遠にありときく

えぞ世の中を思ひはなれぬ 清輔

是等の古歌を見れば、いよいよ坪の石文は此地に埋れ有に決せり。(中略)

日本中央の文字のいよいよ不審。作説に出しなるべし。天智天皇の太子たりし時、安倍比羅夫を征夷將軍として北エゾを征し、肅慎国を日本へ降伏せしめ、靺鞨の地に日本の界をたて、奥羽多賀城より北の蝦夷室葺の地三千里の間は皆日本の地となる。

然れば此坪の碑を立てたる所は、大概日本の中央に当る也。

是より北に日本の地広く有て大国に成たる事を外国の人にもしらせて、国の大ひに広き事を誇る為に立たる碑なり。古へは素朴なる故に文字も簡に只四字を記したるものならん。(下略)

(二) 石の数を二コとするもの

③大巻秀詮著『邦内郷村志』(享和元年—一八〇一没の人)

千曳明神

大同二年田村將軍云^レ建。俚俗伝曰。明神ハ石ノ精ニテ美男ニナル。壺子トイヘル女ニ通フ。津保ハ父母モナク独住ノ女也。或夜彼男来テ暇乞也トテ落涙ス。依テ壺子何故也ト問ヘハ、我ハ石ノ精ナリ。明日土中ヘ埋候ヨシ。タトヘ数人ニテ引共動ク事ニ非ス。其方出テ引ナラハ心ノ儘ニ引ルヘシト云。

翌日大勢ニテ彼石ヲ引ケレ共不_レ動。村中出テ引ケ共猶不_レ動。其村ニ不_レ出者壺子許也。村ノ者共壺子ヲ呼出シ引セケルニ心ノ儘ニ引。依テ壺ノ石ト云。明神ニ祝堂ノ下七尺計掘、右ノ石ヲ埋ト云。女ノ居所ヲ壺村ト云。此村天満館村ノ小名也。千曳明神アリ、野辺地ト七戸ノ堺ナリ。千成明神ハ甲地村ノ内ノ小名ナリ。

石文里 石文村ト云。古来ニハ公家何ノ中納言トヤラ此処ニ配流ノ節京都ノ事ヲ思出ス。泉水ノ石ニテ平石ヘ心中ヲ書。京都ノ妻庭面ヘ出テ見。石ニアリアリト文字アラハル。妻又水ニテ石ヘ返事ヲ書。又此方ノ石ヘ文字アラハル。依テ石文ト云ト。日本中央里数書ニ見ル。

右ノ石ハ七戸ト野辺地ノ間ニアリ。石ハ沢ヘ落タリト云。公家ヤシキノ跡今ハナシ。

俚人ノ説尤信シ難シ。

みちのくのしのお岩手はえぞしらぬ

書尽てや壺の石文

是ハ頼朝公ノ歌也。此石文と云ハ仙台領可_レ成。

④岸俊武編『新撰陸奥国誌』明治五年（一八七二）

古蹟 坪

本村の支村にして東山道の往還七戸より野辺地道あり。坪或は壺又仮字にて津保に作る。

土人の口碑に古の壺ありし旧迹にして村南を流るゝ川を壺川と云。この川の橋を坪橋と云ふ。壺山と云るもあり。

碑はいつの頃にか洪水して流失せしとも云ふ。又埋しとも云て、真偽詳ならず。今杉に六尺計の六石水中にあり、文字は定かに見ざれども髣髴と字形ありと云るは疑し。

又野辺地支村尾山頭千曳神社の下に埋めしと云は千曳石のことにて謂ゆる壺の碑とは異なり。

(中略)

市川(宮城県)の石碑は道の里程を記、聖武天皇神龜元年大野東人の始て立玉ふ石碑なり。

(中略)

歌によめるミチノクの壺の石文の名所は南部の内壺村の碑こそまかふかたなく思ひ待れ。

(中略)

又南谿が東遊記後編に、仙台の碑に西字あり。南部の碑に東の字ありとは何事ぞや。多賀城の古跡ならは東は海なり。壺村は遙の北なり。東の字のこともひかことなり。碑さへ知れされはいかなることを知せしとも碑名は猶しるへからず。

仙台の碑も近き頃土中より掘りいたしたりと雖とも千百年を過るものとも見えすといへり。殊に末の松山・十符ノ浦など、其外武蔵・上野の名所までうつせし辺なれば、碑もまた其頃に作りし物なるへし。仙台の碑のことは賢者は笑へし。愚者はまとふへし。壺村に碑なきも奥床しく、なからの橋の名のみ残

りて此壺村こそ和歌にもよむへき名所なり。(下略)

①は、田畑を作るに邪魔になつてゐる石を壺子が一人で引いた。その神秘にうたれた村人は、それを土中に埋め、千引明神を建てた、というので、壺の石と千引の石を同一物としたもの。

②は北の鬼との境界として石札をたてていたが、鬼がきてそれを土中に埋めた。その石を石文村からさがし出して坪村に立てた。その後田村麻呂がきて鬼退治をしたので石が不用となり、埋めて、その上に千引神社を建てた、というもの。

③は壺子が石の精の力により村民の動かせない石を一人で動かした。それを壺の石という。それを千曳明神の下に埋めた。

近くの石文村にはもう一つ石があつた。これは石文村と京都とに離ればなれになつた公卿夫婦が、電送写真式に手紙を交換する手段に使つた、というもの。

④は壺の石と千曳神社の石は別箇のものである。壺の石は洪水のため流失した。一説には坪川の杉渕に姿を見せているともいう、というもの。

南部のつぼのいしぶみについて書かれたものはまだ他にもあるが、この四つの説のうちどれかに含まれる。

なお、④の石の所在については、これより先、南部藩の儒者、市原篤焉の編さんした『篤焉家訓』にも、壺碑および千曳の石ならびに千引明神についての記述があるが、壺碑のことの記述のあとに左のような朱註が施され

ているから、壺碑が川の中に姿をみせているという説は少くとも江戸時代後期にはあったことが知られる。

仙台領の多賀城の石碑を建たる人、同じく遠近の里数を記すといへとも曾て壺村なし。富か柄村と云にあり。塩釜より一里ばかり隔てて碑あり。

高サ五尺、横二尺計也。

七戸にある碑は石の面四、五丈とあり。大なる相違なり。

七戸の壺と云在名正しきが上に、壺川と云る古き名の残りし川に、石面四、五丈計なる岩あり。其岩のある所を杉渕と云。昔は川岸に此岩あり。今は川岸崩れて岩のなかば川水に横たわる。

日本中央といへる文字も土中の方に成たるへし。壺の在名小村なり、高三十石、同壺川ある上は不可疑、正しき碑也。

第七節 明治期以降の「つぼのいしぶみ」論

つぼのいしぶみに関する論考は、明治期以降も盛んに発表された。

それらのすべてに言及することは不可能に近いので、以下主要なものについて、その概要を紹介するにとどめたい。

明治中葉、多賀城碑に関する注目すべき論考があらわれた。それは、多賀城碑の碑文は、伊達藩の学者で、『奥羽観蹟聞老志』および『多賀古城壺碑考』等の著者であり、新井白石等とも親交のあった佐久間洞巖の偽作であ

るとする田中義成の説であった。(明治二五、史学会雑誌二五号、多賀城碑考)

明治から大正時代の代表的国語学者である大槻文彦は明治四四年洞巖が伊達藩の家臣として活躍する以前に、すでに同碑が存在していたことを資料によって明らかにし、田中説に反論を加えた(明治四四、考古学雑誌一卷五号、多賀城多賀国府遺跡)から、多賀城碑の江戸時代偽作説は根拠を失ったが、その後大正七年、書家の中村不折は、碑の文字が古法帖等からの集字であることを論じたりしたので、偽作説はいまだ完全に消滅したとはいえないようである。(大正七、書道及画道三巻五号、多賀城碑考)

大槻文彦は続いて、大正四年伊勢齋助著『増補多賀城碑考』に序文を書いて、多賀城碑を壺碑と称するのは誤りで、両者は別物である。古歌は、壺碑は陸奥の極北にあることを示していること。袖中抄の「つぼ」は『日本後紀』にみえる「都母村」で、上北郡七戸町の北にある「坪村」がそれに当ること。但し、坂上田村麻呂が「日本中央」と記したとか、「千引の石」のことは信じられないが、何かの碑に関する伝説はあったと思う、ということとを述べ、「つぼのいしぶみ」論争にピリオドを打ったかに見えたが、喜田貞吉は大正一四年『坪の石文』を發表し、文室綿麻呂の征夷は爾薩体・都母に及んだこと。鎌倉時代の人は、「つぼのいしぶみ」を地名として取扱っていたこと。碑文を記した人が田村麻呂でなく綿麻呂というなら理屈も成立つが、「日本中央」などと書くはずがないこと。石文村の公達伝説にも、千曳の石伝説にも、碑石伝説は付随しておらないこと。一言にしていえば、坪村地方には古碑伝説は元来なかったということ。もちろん多賀城碑を坪の石文だというのは問題にもならないこと。結論的には、本当の坪の碑はどこにもなく、ただその名のみが伝わって奥州の名碑となったに過ぎないこと

等を述べている。(大正一四、歴史地理第二号)

すなわち、喜田貞吉によれば、「つぼのいしぶみ」は実物の存在しない、歌枕にすぎないということになる。

その後、最初に書いたように、昭和二四年、地引の川村種吉氏によって、高さ五尺五分、最大周径七尺七寸五分の「日本中央」と彫った石が甲地村(東北町)石文部落の雑木林内から発見され、研究家の話題を呼び、色々な見解が発表された。

葛西賢造は、彫られている文字の新しさ、偽作の事実を知っている者がある等の理由から、これを近代の偽作であるとし、中道等は、表面に彫られている文字も相当古い時代のものであるが、実はその下に、さらに古い文字が読みとれるとし、田村麻呂個人かその兵員と深い史的関連をもつ史的価値に富むものだとし(『甲地村史』)、古田良一は、『うとう』二十八号ならびに『歴史』十二輯において、まず喜田貞吉の歌枕説を反駁し、「袖中抄にみえる話は、実際その当時陸奥のどこかに、『日本中央』と書いた碑があったので、それに田村麻呂伝説が結びついて京都にまで聞えたと考える方が寧ろ自然である。然らばそれはどこにあったか。江戸時代に多賀城の碑が発見せられると、これが壺の碑だという人もあったが、それは地名から考えて問題にならぬ。『つぼ』又はそれに近い音の地名の処であらねばならぬ。日本後紀の文室綿麻呂征夷の記事中に見える都母村が即ちこれであって、七戸と野辺地との間に『坪』という地名があるから、この辺一帯を称して昔は都母と呼んだので、『坪』の少し北に石文という地名があるのが、碑の立っていた場所を大凡示すものであろう。」と述べ、又葛西説にも反論を加えた上、「彼は参照して、私は今度発見せられた碑は平安時代のものであるか否かはわからぬけれども、そうでないと

してもかなり古い時代、恐らくは室町時代を下らぬ頃に、平安時代の碑がなくなったので再興の意味で建てたものであろうと思う。」

「『日本中央』という文字の意味については色々解釈もあるが、とにかくその碑があったことは信じてよいと思うし、またそれは上北郡の中にあつたもので、文室綿麻呂と関係があると見てよからう。」と結論を下している。

南部の「日本中央」の碑の発見を契機とする、南部実在説はまだ十分に定説となつたわけではなく、ごく最近も金沢規雄、平川南等によつて、壺碑は歌枕のひとつであるに過ぎず、多賀城碑とも南部の坪の碑とも無関係の幻の碑であるとする見解が発表されている。(金沢、文芸研究七九集、歌枕の伝承とその定着過程、平川、多賀城遺跡調査研究所、研究紀要一、多賀城碑研究史)

この金沢・平川両歌枕説に対し、安倍辰夫は、「つぼのいしぶみと多賀城碑」(昭和五二年、東北歴史資料館研究紀要第三巻)において、「第一に『つぼのいしぶみ』は固有名詞であつて、架空のものである可能性をまったく否定するものではないが、和歌における用法からみると、和歌の世界以外の場に実在した石碑である可能性もあること。第二に、多賀城碑、南部の坪の碑の両碑についていえば、両碑ともに、土中に埋もれたか、またはそのほかの人目にふれない状態にあつたかして、長い間に、その由来が忘れられたり、口碑が変化したりして、伝承化している可能性があること。第三に袖中抄の記事は史実でないことは認められるが、伝承の中に史実に関連する何かが残されていないとは限らないこと。以上のことから考えて、歌枕つぼのいしぶみを両碑からまったく切り離してしまうことは、やゝ結論を急ぎすぎることになりはしないかと考えるのである。歌枕つぼのいしぶみと両

碑との関係は、いましばらく謎としておいてもよいのではなからうか。」と述べている。

以上、長々と「つぼのいしぶみ」伝説に対する研究史を見てきた。そして、それには實在説と非實在説とがあり、非實在説には、歌枕説、地名説等があり、まだ定説がないことを知った。

第八節 結言

最後に箇条書的に私見を述べることとする。

- 一 坂上田村麻呂の征夷は本県にまで及ばなかった。
- 二 弘仁二年（八一）の文室の綿麻呂の征夷事業は坪村にまで及んだ。その理由は次の通りである。
 - ① 綿麻呂の征夷の対象は爾薩体（岩手県北及び青森県の東南部）および閉伊地方であるが、当時爾薩体の有力族長伊加古が坪村に逃れ、坪の族長と手を結び兵を訓練していた。
 - ② 伊加古と強い敵対関係にある出羽の降夷都留岐が伊加古討伐のため綿麻呂の征夷軍に進んで参加していること。
 - ③ その伊加古に何等の攻撃を加えないということはあり得ぬこと。
- 三 綿麻呂の征夷軍は既述の通り、大きな戦果をあげることなく、適当な時期に蝦夷達と何等かの妥協を結び兵を引上げていること。

四 その妥協策は、当然従来ほどではないにしても、現地蝦夷の大巾自治を認めるというものでなければならぬこと。

五 坪地方の蝦夷の安全生活圏を示すシンボルとして、「日本中央」の碑が建設された、と考えられること。

六 「日本中央」の碑建設のことは、史書にその記載がなくても、征夷に参加した者によって語られ、伝承として後世に伝わっていたので、『袖中抄』にそれがとりあげられたと考えられること。

このことは、『袖中抄』へんさん以前から「つぼのいしぶみ」が陸奥の最北にある旨詠んでいる歌があることによっても知られる。

七 『袖中抄』に、碑の建設者を田村麻呂としているのは、征夷といえ、田村麻呂に象徴される一般通念が存在していたためであると考えられること。

八 『袖中抄』には、「つぼのいしぶみ」は「つぼ」にあるむねを明記していること。

九 日本中央とは、にほんの中央の意ではなく、日高見国、東日流つがも、日下將軍に象徴されるように、蝦夷が自らの国を「ひのもと」と呼んでいたことに基いて名づけたもので、「蝦夷地の中央」の意と解釈されること。

十 以上により、私は、文室の綿麻呂又はその配下により、「日本中央」の碑が坪に建てられたことは、史実として認めてもよいと思う。

またかりに、その事実がなかったとしても、そのような伝説の生れる、それに近い事実は存在したものである。

それでは、現実に発見された石が問題の「つぼのいしぶみ」であるのかどうか、という点については私自身の知識の範囲を越えるので、将来の研究にまちなたい。

第三章 前九年の役と青森県

第一節 空白の時代の営み

弘仁の征夷（八一―八一四）が終ったのち、出羽では貞観十七年（八七五）、元慶二年（八七八）の大乱、天慶二年（九三九）の乱等がおこった。

元慶二年の大乱の時は、津軽地方の蝦夷の動きが激しく、政府軍もその対応に苦慮したようである。

陸奥では、陸奥国内の蝦夷の動揺を恐れて、出羽への援軍派遣をためらったが再度の要請により二五〇〇名の援軍を送って協力した。

出羽・津軽のこのような動きとは対照的に陸奥の最北の地、都母地方では、さしたる蝦夷の動きはなかった。

弘仁の征夷の頃、都母と呼ばれた地方を含めた奥北の地が歴史の上に再登場してくるのは、永承六年（一〇五二）にはじまる前九年の役の時である。

この間約二五〇年間は、都母地方の歴史の空白時代である。くり返すが都母地方とは、今の三戸郡から上北郡を云う広い地域名であるから、県南地方には、この間大きな動きはなかったということになる。

しかし、もちろん其処には、蝦夷あるいは俘囚とよばれる人達が住み、営々として生活を営んでいた。また石

橋勝三や西村嘉等の主張するように、兵站部のあつた地に屯田兵的に残留し、新しい生活領域、蝦夷村落とは異なる新しい村落をつくりだしていたという事実もあつたことであろう。

新しい村落の周辺は全部蝦夷地である。この新しい村落の形成者が、蝦夷と呼ばれる人々に囲まれながら共存するという事は容易なことではない。武力・兵器の優越性だけでは永続きしない。其処には必ず共存し得る道がなければならない。

その、共存し得る道とは一体何であつたであろうか。結論を先にいえば、それは「交易」である。

何と何との交易かといえば、蝦夷の馬と新しい村の住民のつくる米その他の農作物及び鉄との交易であつたろう。

もともと、岩手県北・青森県南・宇曾利地方に建郡のことがなく、律令的支配の及ばなかつたのは、この地方が積雪寒冷地帯で水稻栽培が行われなかつたため、無理をしてまで、その支配下におく必要はないと中央政府は考えていたからである。

そのため、後述する、外郡扱いの「奥六郡」の中にすらこの地方は入っていなかつたのである。

しかし、馬渕川・浅水川・五戸川・奥入瀬川・七戸川等の流域に新しい村をつくつた人々は水稻づくりの技術を知っていたと思われる。

もちろん、この地方における水稻栽培の盛行は鎌倉時代以降であるにしても、そして、それらの新しい村の村民には、開拓年代の遅速、開拓面積の広狭はあつたにしても、この地方に水稻耕作の鍬を最初におろしたのはこ

これらの人々であつたであらう。

一方、これらの地方の蝦夷と呼ばれる人々の主要生業は、原始的採取経済を一方に残しつつも畜産（馬）と焼畑農業による雑穀生産であつたろう。この地方に存在する広大な平原は、それらの生産を営むための最適の場であつた。従つて、この方面への、新しい村の構成員の入りこむ余地はあまりなかつた。

それと反対に、水田適地は蝦夷にとつてはあまり必要な土地ではなかつた。こんな処に両者が共存し得る素地があつた。

第二節 陸奥と馬

こういう観点から次に陸奥と馬との関連をみてみよう。

『類聚三代格』には、蝦夷の馬を買うことを禁ずる太政官符が三回にわたつて出されたことが示されている。それを次に示そう

一 類聚三代格 太政官符 延暦六年（七八七）正月廿一日

○應ニ陸奥按察使、王官百姓、夷俘ト交関ヲ禁断スヘキノ事

右ハ右大臣（藤是公）ノ宣ヲ被ルニ備ク。勅ヲウケタマハルニ聞クガ如シ。王臣及国司等争ヒテ狄馬及俘奴婢ヲ買フ。コノユヘニ弘羊ノ徒苟ニ利潤ヲ貪リ、良ヲ略メ馬ヲ竊ミ相賊スルコト日ニ深シ。加以

無知ノ百姓冤章ヲ畏レズ、此ノ国家ノ貨ヲ売り、彼ノ夷俘ノ物ヲ買ヒ、綿既ニ賊襖ヲ着、ヨロイノカネ冑鐵ハ亦敵農器ニ造ル。

理ニ於テ商量スルニ、害タル極メテ深シ。

今日ヨリ以後、宜シク嚴ニ禁断スヘシ。如シ王臣及国司ノ此ノ制ヲ犯ス者アラバ、物ハ即チ官ニ没シ、仍テ名ヲ注シ申上ゲ、其ノ百姓ハ一二故按察使從三位大野朝臣東人ノ制法ニ依リ、事ニ隨ヒ推決セヨ。

二 類聚三代格 太政官符 弘仁六年（八一五）三月二十日

○馬ヲ出スヲ禁断スルノ事

右ハ中納言兼右近衛大將從三位行陸奥出羽按察使勲三等巨勢朝臣野足ノ奏狀ニ備ク。軍団ノ用ハ馬ヨリ先ナルハナシ。而シテ權貴ノ使、豪富ノ民互ニ相往來シテ搜求絶ユルナシ。

遂ニハ則煩ヲ吏民ニ託シ、夷獠ヲ犯強ス。国内肅ラザルコト大略之ニ由ル。

唯馬ノ直踊貴スルノミナラズ、兼テ復兵馬得ガタシ。

仍テ去延曆六年勅符ヲ下騰シ特ニ科條ヲ立ツ、而シテ年久ク世移リ狎習遵ハズ、望請、新ニ嚴制ヲ下シ更ニ禁断ヲ増サン、右大臣（藤園人）ノ宣ヲ被ルニ備ク。

勅ヲウケタマハルニ宜シク強壯ノ馬、軍用ニ充ツルニ堪フルモノヲシテ国界ヲ出サシムル勿レ、若シ此制ニ違ハバ罪先符ニ依リ物則チ官ニ没ス、但シ駄馬ハ禁ノ限ニアラズ、其出羽国宜シク此ニ准スベシ。

三 類聚三代格 太政官符 貞觀三年（八六一）三月廿五日

○応ニ馬ヲ出スヲ禁断スヘキノ事

右ハ陸奥国ノ解ヲ得ルニ備ク、案内ヲ檢スルニ太政官去弘仁六年三月廿日ノ符ニ備ク、中納言兼右近衛大将從三位行陸奥出羽按察使勲三等巨勢朝臣野足奏上ニ備ク。

軍国ノ用ハ馬ヨリ先ナルハナシ。而シテ権貴ノ使、豪富ノ民互ニ相往来搜求シテ絶ユルナシ。遂ニハ則煩ヲ吏民ニ託シ夷獠ヲ犯強ス。国内肅ラザルハ大略之ニ由ル。

唯ニ馬ノ直踊貴スルノミニアラス。兼テ復兵馬得ガタシ。

仍テ去ル延暦六年勅符ヲ下騰シ、特ニ科條ヲ立ツ、而シテ年久シク世移リ狎習遵ハズ、望ミ請フ、新ニ嚴制ヲ下シ更ニ禁断ヲ増サン。

右大臣（藤園人）宣ス。

勅ヲウケタマハルニ宜シク強壯ノ馬軍用ニ充ツルニ堪フルモノハ国界ヲ出スナカルベシ。

若シ此制ニ違ハバ罪先符ニ依リ、物ハ則官ニ没ス、但馱馬ハ禁ノ限ニアラズ。

然ラバ則禁断ノ制昔ヨリ例ヲ成セリ、如今年世移ルコト久シク制法弛紊ス、タマタマ機急アラバ亦支禦スベキコト難シ。

望ミ請フ、新ニ嚴制ヲ増シ、軍用ニ堪ユルモノハ牝牡ヲ論ゼズ皆咸ク禁断以テ警固ニ備ヘン。謹デ官

裁ヲ請フ。

右大臣（藤良相）宣ス、勅ヲ奉ル請ニ依レ、若シ制旨ニ違ハバ罪先格ニ准ズ、物亦タ之ノ如シ。

以上の三つの禁令の意味の概略を述べると

一の延暦六年（七八七）の禁令は、王臣および国司等が争つて蝦夷の馬および俘奴婢を買いあさるので、獸にも等しい徒が、利潤をむさぼり、良民をかどわかし、他人の馬を盗み売る者が日ましに多くなっている。

それだけでなく無知の百姓は法をおそれず、蝦夷の馬を買うのに綿や胄鉄など国の大切な貨物を支払っている。その支払った綿は蝦夷の衣服となり、胄鉄は敵の農具となっていて、その害たるやまことに甚しいから、今後蝦夷との交易を厳禁する、というのである。

この禁令はしかし、必ずしも守られなかったであろうことは、二の弘仁六年（八一五）、三の貞観三年（八六一）の禁令が出ていることでもわかるが、二および三の禁令は、ともに、軍団の用は馬より重要なものがないのに、権貴・豪富の民が依然として蝦夷の馬を買いあさるので、吏民をわずらわし、蝦夷を犯し、国内不安の原因を作っている。そのため、馬の値段が上るだけでなく、軍馬の入手も困難になっている。

よつて、軍用馬に適する強壯な馬は、陸奥の国の外に出すことを厳禁する、という趣旨のものである。

一によつて我々は、蝦夷社会が一種の奴隸市場になっていたことを知りうるが、二、三にはそのことの記入がないから、九世紀以降蝦夷地に対する中央の関心は馬に向けられていたであろうことを知りうる。

この陸奥国の馬とは、陸奥国のどの地方の馬を指すのか、陸奥国の中部までの馬を指すのか、北部の馬をも指すのか、北部も含めるとして、北部のどこまでを含めるのか、必ずしも明瞭でない。

この三つの太政官符のうち、第一の延暦のそれは、蝦夷の馬と交換に支払われる綿や冑鐵が、蝦夷の襖や農具に交ることを極端におそれている。

延暦二年は西紀七八一年であり、和我（和賀）・葦縫（葦貫）・斯波（志波）三郡が建置される弘仁二年（八一）のわずか三〇年前である。

この頃になると、のちにこの三郡となる地方の水田耕作もかなり進んできているはずであり、いずれかの年建郡のことのあるのは予想されてもよい頃である。

そういう地方の農具の改良進歩を国が恐れるのはおかしなことである。国の恐れるのは、当分皇威に服しそうなない奥の蝦夷の急速な水田農民化でなければならぬはずである。

こう考えると、ここに陸奥国の馬というのは、式陸体や都母地方だけの馬をさす、というのは無理であっても、少くともこの両地方産の馬をも対象としていたと考えてよいであろう。

従って、次の弘仁六年、貞観三年の太政官符にいう陸奥の範囲の中にも、当然「奥六郡」のさらに奥にある今我々の住んでいる、三八・上北地方は含まれていたとみてよいであろう。

時代は少し下るが、平安時代中期、みちのくの駒が盛んに和歌に詠まれた頃、左のような、はっきりと「尾駮」の地名・牧名をよみこんだ和歌が詠まれているのも、この地方が最高の馬産地であったことの一証左となろう。

○陸奥のをぶちの駒も 野がふには

あれこそまされ なつくものかは

(後撰和歌集 よみ人しらず)

○綱たえて離れはてにし みちのくの

をぶちの駒を きのふみしかな

(後拾遺和歌集 相模)

陸奥は多くの古歌に詠まれるほど有名な馬産地であったが、『延喜式』によれば、陸奥には、左右馬寮の所轄に属する「御牧」も、兵部省の所轄に属する「諸国牧」も、もちろんまた左右馬寮の所轄する「近都牧」も無かつた。

陸奥には沢山の牧があつたとされているが、すべてが式外の牧であつた。

それにもかゝらず、九・十世紀の頃陸奥の馬は他国の馬にくらべて格段に高価であつた。幾つかの国別の馬の価格をかかげて参考に供しよう。

等級	国名		備考
	上馬	中馬	
陸奥	六〇〇	五〇〇	朝倉書店「古代の地方史」 高橋崇「平安初期の奥羽」による 数字は稲の束数による価格を示す
出羽	五〇〇	四〇〇	
畿内	二五〇	二〇〇	
常陸	五〇〇	四〇〇	
越後	四〇〇	三五〇	
大宰府管内	四〇〇	三〇〇	
下馬	三〇〇	二〇〇	

このようにみれば、馬産は陸奥の蝦夷にとって、一見きわめて有利な産業であったかのようであるが、三善清行著『藤原保則伝』は、陸羽の辺民は愚朴で、安い値で求めにしたがうだけであったから、みな貧窮となり、奸猾の輩だけが富む結果となったという趣旨のことを述べている。

蝦夷は、討伐されるか、搾取されるかの存在に過ぎなかったのである。ところで、この陸奥の馬の輸出禁止令は、一回目も二回目も守られなかったため三回目も出されたものであろうが、三回目以後、もはや同種の禁令が出なかったのはどのような理由によるものであろうか。

それは、第三回目の禁令がよく守られたから、というわけではない。

陸奥の馬は、その後もますます生産が増加していく一方であったが、元慶二年（八七八）の出羽の夷俘の反乱の後、陸奥・出羽とも比較的泰平が続いたため、もはや陸奥の馬を同国内にとどめておく必要はうすらいできていた。

一方東国の勅旨牧の制は、おそらく、陸奥の馬産におかれたためであろう、衰退期に向っていた。

これらの理由が重なって、陸奥の馬の交易は、いつとはなしに許されるようになってきていたから、第四回目の禁令を出す必要はなかったのである。

じじつ、『日本紀略』・『西宮記』・『本朝世紀』その他は、延喜十六年（九一六）以降、治暦六年（一〇六六）までの間、しばしば、「陸奥交易馬」が朝廷に貢進され、天覧に供されたことを記している。

このことは、陸奥の馬の交易が、先に見たような無秩序な一方的搾取形体から、進んだ交易形体になってきていたであろうことをも暗示するものである。

この後、平泉藤原時代、鎌倉時代の「糠部の馬」の時代を経て、陸奥の馬産はますます盛んとなり、近くは第二次世界大戦時までこの地方は馬産王国の名をほしいままにするに至ったのである。

第三節 奥六郡の司、安倍氏

古代律令国家による辺境支配のための行政組織は、地域を支配している代表的豪族を律令制下の終身官である郡司に任命し、中央から派遣されてきている太政官権力の代表者である国司（交代官）の下におくという方式（国郡制方式）であった。

東北地方に陸奥国が置かれたのは大化の改新の頃（六四五）であり、それから出羽国が分置されたのは和銅五年（七一二）であるが、それ以来新たな国の建置はなかったため、律令国家の北への勢力拡大は郡の建置という

形で行われた。

陸奥の中部・北部で、はっきりと建郡の年代の分っているのは、弘仁二年（八一二）正月の和賀（和賀）・（葦縫（稗貫）・斯波（柴波・志和）の三郡である。

この三郡より南にある胆沢・江刺の二郡は当然それより以前の建郡であるが年代ははっきりしない。

また古代陸奥最北の正式の郡である岩手郡の建置は、弘仁の征夷後、徳丹城が造営されて以後、九世紀末頃かと推定されている。

延長五年（九二七）成立した延喜式の民部省式で、正式の郡として記載しているのは、このうち胆沢・江刺の二郡のみであるから、いずれも正式の郡であっても、当時内国の郡（内郡）扱いされていたのは、この二郡にとどまり、他の四郡は、俘囚の定住地として内国外の郡（外郡）としての扱いを受けていたことが分る。

この六つの郡が十一世紀の中頃には「奥六郡」と呼ばれ、安倍氏が郡司として君臨していたが、その奥六郡の最北の岩手郡のさらに奥にあるのが、弘仁の征夷の頃であれば、式薩体地方であり、さらにその奥にあるのが都母地方であったわけであるが、安倍氏が前九年の役（永承六年―一〇五一）をおこす頃には、式薩体・都母の名称は消えて、代って鉏屋・仁土呂志・宇曾利という地名が登場してくる。

陸奥最大の俘囚長である安倍氏の名は『陸奥話記』に出てくる。それには「六箇郡の司安倍頼良なる者あり。是は同忠良の子なり。父祖忠頼東夷酋長にして威風大いに振い、村落皆服し、六郡に横行し人民を劫略す。」とあるから、安倍氏は、当主頼良の祖父の代から数十年にわたり六郡の司であったことが分るが、さらに同書による

と「賦貢を輸さず、徭役を勤むること無し」とあるから、安倍氏は、六郡を私地とし、その住民を私民とし、国衙に対し租税を納めず、その政治的支配からも独立していたわけである。

このような強大な安倍氏の支配下にある奥六郡というものの政治的地位に対する見方は人によって異なり、あるいはこれを一つの「俘囚国家」と見、あるいはこれを安倍氏の荘園の辺境的形態とみ、安倍氏自身は一つの荘園領主であるとみる。

いずれにせよ、六郡の郡司としての安倍氏の勢力の絶大であったことに変わりはないが、このような強大な勢力の出現し得る素因は何処にあったかといえば、平安時代も半ばを過ぎると、ようやく地方政治も遅緩し、鎮守府將軍をはじめとする地方上級官吏が京都や多賀城にとどまり胆沢城の鎮守府に赴任せず、現地には目代を遣わしてその報告を受けるにとどまる、いわゆる「遙任」体制がはじまったことに起因するものであった。

すなわち、このようにして現地において、その上級政治が不在になったのに乗じ、現地の俘囚をしっかりと握っていた俘囚長であり、一か郡の郡司であった安倍氏が六か郡の郡司の地位を得、その地方における実力第一人者となったものである。

もちろん郡司の上には上級職である国司がいるが、当時はすでに律令制支配が衰退し、荘園的土地所有制が一般化してきていたので、国司としても容認しうる限りは安倍氏の行動を黙認したものであろう。

ところが、安倍氏の野心はとどまるところがなかった。『陸奥話記』は、前述引用文「人民を劫略す」という文と「賦貢を輸さず……」の文との間に「子孫尤も滋蔓なり。漸く衣川の外に出でたり。」と記している。

衣川は奥羽山脈から出で東流し、平泉の少し北で北上川に合流する川であると同時に、いわゆる奥六郡の南端に当るところである。

その衣川に安倍頼良（後頼時と改名）が進出し、そこに本拠を設けたのである。これは、安倍氏の野心がさらに南にあることを物語るもの以外の何物でもない。

こうなつては、国司藤原登任（なりとう）も、その権威を守るために矛を取らざるを得ない。

永承六年（一一〇五）前九年の役の幕は、こうして開かれた。

第四節 “奥六郡”の奥の支配者安倍富忠

両軍は鬼功部で矛を交えたが、国司軍の大敗に終わった。安倍氏の勢力は、もはや国司のような文官の力では制圧することが出来ない段階に来ていることを知った朝廷は、清和源氏の総帥源頼義を陸奥守として送りこみ、やがて鎮守府將軍の任務を兼ねさせた。

多賀城に着任した頼義に対し頼良は従順であり、名の同音なのを遠慮し、頼時と改名、おとなしく服従した。

頼義の治績も大いにあがり、任満ちて帰京の前夜、たまたま源頼義の長男八幡太郎義家の一部将藤原光貞の宿舎が夜襲されるという事件がおきた。

その犯人は、光貞の娘を嫁にほしいと懇望したが、蝦夷出身であるということでことわられた安倍頼時の子の貞任であろうということにされたので、遂に両者は大軍を動かしての戦争状態に入った。

そして天喜四年（一〇五六）には頼義に頼時追討の院宣が下った。その後頼義の後任として藤原良綱が発令されたが良綱は辞退したので頼義が再任された。

両軍の戦は激しく、決着がつかなかったが、頼義はここで、征夷軍の御家芸である「夷を以て夷を制する」方策を採用した。

すなわち、頼義は気仙郡の郡司である金為時を「奥六郡」のさらに奥地である鉈屋・仁土呂志・宇曾利三地区の族長である安倍富忠のもとに遣わし、南北から安倍頼時軍をはさみうちにする策に出た。

これを知った安倍頼時は、自ら二千人の手兵をひきつれて富忠説得におもむいた。

だが頼時の富忠説得は失敗に終り、天嶮に拠った富忠軍の伏兵に攻められ、二日間の激闘が続いたが、頼時は流れ矢にあたって重傷をおった。

やむなく兵をまとめ、衣川の柵まで戻ろうとし、途中三男宗任の鳥海柵までたどり着いたが、天喜五年（一〇五七）七月二十六日遂にそこで死んでしまう。

源氏の総帥と対決し、一步も退かなかった頼時が、自分と同姓を名乗る富忠のために死んだのであるから運命とは分らないものである。

ここで我々は色々の疑問にぶつかる。

- 一 この鉈屋・仁土呂志・宇曾利とは何処をさすのか。
- 二 この地の支配者安倍富忠とはいかなる人物であるのか。

三 奥六郡の郡司安倍頼時の勢力はこの地に及んでいなかったのか。

四 この前九年の役のあと、安倍富忠はどんな処遇を受けたのであろうか、等々である。

一についてはなお根本的な問題もある。問題というのは、『陸奥話記』には「鉈屋・仁土呂志・宇曾利三都の夷人を合わせて安倍富忠を首となし、兵を発し、為時に従ふ。」とあり、地名の下に「三都」と書いている点である。

これは明らかに誤記であろうが、一体何という字の誤りであろうか。高橋富雄はその者『みちのく：風土と心』の中で、「都とあるのは郡の誤りであろう。」とし、また、「のちの糠部とか北郡とか呼ばれる岩手県北・青森県東部方面にも蝦夷のかりの郡ができていたことがわかる。」といっている。（『東北の歴史と開発』）

一方新野直吉は「三地区」という表現をしている。（『古代の地方史』これに対し、石橋勝三は「鉈屋、仁土呂志、宇曾利の三部の夷人軍は……」という風に「部」の誤字としている。（石橋前掲書八〇頁）

「都」、「郡」、「部」は草書で書くと極めて類似している。この場合、一般常識的には「郡」と読めそうであるが、東北端の地方的見解からいえば、「部」制に基く「部」であると見た方が適切であろう。

さてこの三部のうち、鉈屋は上北郡六戸町地方に比定され、宇曾利はもちろん下北郡に比定されてよいのであるが仁土呂志については、後世の糠部といわれる地方のうちにあることは確かであるがいまだ定説がない。

この地名に関連していえば、弘仁の昔の武薩体とか都母という村名がここに出てこないのも不思議である。

もちろん、このことは、この両村の消滅を意味するものではなく、族長の交代、従ってまたその族長の所在地の交代を意味するにとどまるものであろう。

二の、この三部の族長の出自については、新野直吉が「頼時と血族とは特に見えないから、頼時の家と同じように中央安倍氏と関係をもった、奥郡に連なる地域までもおおい得るような土着性のある存在だったのである。」としている（『古代の地方史』）ほか、西村嘉が「この地域の首領は安倍富忠という人物であるが、国司方や安倍頼時のうごきをみても、おなじく安倍と名乗っていても富忠は頼時の支配のもとになかった独立した存在と思われる。……富忠は奥六郡にそれほどおとらないほど広大な地域を結集できる勢力の首として登場してくるにいたった理由についてはあきらかでないが、綿麻呂の再征ののち、ここには律令的行政機関がおかれたという証拠がないから、おそらく現地豪族の親律令的なものが管理をみとめられ鎮守府との接触をもっていて、奥六郡ほどではなかったかもしれないが、すでに国司にその存在を知られていた……。』と類似の見解を述べている程度である。（『八戸の歴史』）

三の、この安倍富忠ないしは、その勢力範囲下にあったこの地域と安倍頼時との関係については、新野直吉が「そのこの豪族が安倍氏と結ぶ気がない限り、隣郡の勢力さえ支配することができなかったのである。郡司として成長してきた安倍氏の、他郡に勢力を及ぼす上での限界がここにはつきり現れているのである。」（『古代の地方史』）と云っているのに対し、高橋富雄は、「これは、たまたま安倍氏に対抗するように組織されたものであるが、本来は安倍氏の保護領のような形で、奥六郡のさらに奥に形成されつつあった蝦夷村落であろう。頼時が気軽にその説得に向っていることで、それが察せられ。」（『みちのく…風土と心』）といい、また「文脈からは、その方面まで、安倍（頼時）の勢力範囲として組織されていたらしいことが想像できるのである。とすれば、安倍氏時代には、

古代国家の政治支配の限界を越えて、俘囚長支配のもとに外蝦夷支配をも組織しこむ開拓を、北にひろげていたのである。」(『東北開発の歴史と問題』)と正反対の意見を開陳しており、いまだ定説を得ていない。

四の、安倍富忠の、前九年の役後の処遇の問題であるが、『陸奥話記』その他、この点について記した史料はない。これほどの大功をたてておりながら、格別の恩賞を得たふうでもない。また富忠の名は、その後の古代史の中にも現われてこない。

あるいは、富忠は安倍頼時と何等かの縁でつながるものであり、源頼義の征討軍の立場から見た場合、頼時と共に討伐されるべきものであったのが、頼義に应じ、しかも頼時を敗走させた功により、奥六郡の奥での地位を補償されることをもつて恩賞にかえたのかもしれない。

第五節 安倍氏の滅亡

頼時の死後、その弔合戦のつもりか、総大将安倍貞任のもと安倍軍は勇戦奮闘、その後源頼義と安倍貞任の間の戦争は五年余も続く。

天喜五年(一〇五七)十一月の黄海きのみの戦では貞任軍は完勝、頼義に従うものは八幡太郎義家以下六騎に過ぎなくなるという大打撃を与えたり、国府の出す赤符の徴税受領書に対し、頼時の女婿で、清衡の父である藤原経清の意見により国印のない白符の徴税受領書を発行して堂々と貢納物を横取したりもした。

そして五年目、頼義の重任期間も終り、康平五年(一〇六二)春、新陸奥守に任じられた高階経重が赴任して

きたが、この頃頼義はようやく出羽山北三郡（雄勝・平鹿・山本）の俘囚長清原武則の協力を得ることに成功し、その立場が飛躍的に強くなっていたので、部下は新国司に従わず、前国司頼義に従ったので、経重は空しく帰任してしまふ。

両軍の雌雄を決する大戦は康平五年（一〇六二）八月の、小松柵攻撃から始まった。

この時の頼義軍の構成は、自らの軍勢三千人に対し、応援隊の清原武則のひきいる軍勢は一万を越えており、軍略もまた清原のたてたものであった。

清原勢の活躍により、小松柵、衣川柵、鳥海柵、黒沢尻柵と相次いで攻略した頼義軍は、九月十六日、安倍氏の最後の拠点厨川柵を攻め、激戦の末、火攻めで遂にこれを陥落させた。

“奥六郡”の司といわれた安倍氏も遂にここに亡んだ。

この安倍の貞任との戦も、出羽山北の俘囚長清原氏の全面的協力なしには不可能であった。

頼義は、ここでもまた「夷を以て夷を制する」常套手段をとった。

そして大勝したのであるから、頼義のとった策は大成功であったかにみえたが、清原氏の全面的協力の陰には、頼義との間に大きな密約があった疑が十分にある。

それは、安倍氏討伐後、安倍氏の支配していた“奥六郡”のすべてを清原氏に与えてしまったことでもわかる。何のことはない。源頼義は、陸奥の、中・北部に、安倍氏よりもさらに大きい勢力の清原氏をつくりあげてくれたのである。

利用されたのは、清原氏ではなく、逆に源頼義であった。

この前九年の役の緒戦において、鉦屋・仁土呂志・宇曾利の夷を結集した安倍富忠が源頼義軍のために戦い、安倍氏の総帥頼時を討つという大功をたてたことは前に述べたが、それが本県の、いわゆる南部地方にとって、どんな意味をもつのか。

歴史に、「もしも」という言葉を使うのは許されないとはいうが、もしも、あの時安倍富忠が安倍頼時の方についていたら、東北の歴史も、本県の歴史もまた変わったものになっていただであろう。

だが結果的には、安倍富忠のとった政策により、南部地方は、依然として旧来のように、中央政府の直接的支配からは離れた状態の下におかれたわけである。

前九年の役は、奥六郡の支配者を、安倍氏から清原氏にかえたにとどまったが、清原氏の時代もまたあまり長くは続かなかつた。

後三年の役のぼっぱつである。

第六節 安倍氏と青森県

前九年の役と青森県とのかかわりは、前述安倍富忠事件の外に今一つある。

中世、津軽地方の外三郡（奥法郡・馬郡・江流末郡）を管轄していた「蝦夷管領」安東氏の系図によれば、その初代高屋丸^{たかあき}は、前九年の役で亡んだ安倍貞任の二男ということになっている。

すなわち貞任には男子が二人あった。長男千代童子丸は厨川で父と共に戦死したが、当時三歳に過ぎなかった二男の高星丸たかあきは乳母に抱かれて、津軽の藤崎に逃れ、その子堯恒たかつねの代寛治年間（一〇八七）に、そこに築城し、以後代々安東太郎と称したが、やがて十三湊にいた藤原氏を破り、十三に進出したというのである。（藤崎系図：統群書類従）

このことが果して史実として正しいかどうか、裏づける資料はなく、また、一説には、天喜五年（一〇五七）安倍富忠軍のために流れ矢にあたって死んだ安倍頼時には、貞任・宗任等のほかに数子があつたが、貞任の兄で盲目であつた良宗が逃れて津軽十三に住し、その後が十三藤原氏の初代となる秀栄である、とある。（佐藤弥六、陸奥評林）

十三の初代秀栄については、後述するように平泉の藤原秀衡の弟であるとする、いわゆる「津軽藤原系図」もあり、一定する処がない。

これらの系譜には、多分に伝説的・作爲的な面もあるが、同時代に南部地方には安倍富忠がいたこと等を勘案するとき、全く一笑に付し去ることも出来ないようである。

康平六年（一〇六三）二月、前九年の役の論功行賞が行われ、源頼義は伊予守に、同義家は出羽守に、清原武則は鎮守府將軍に任ぜられた。

武則は、亡ぼされた安倍氏と違い、出羽の郡司ではなく、俘囚主光頼の舎弟に過ぎなかった。それが一躍鎮守府將軍となったので義家はその下風に立つのを潔しとせず越中守に転ずる一幕もあった。

このことが後に、義家をして清原氏の内訌に介入し、同氏を亡ぼさせる大きな原因ともなった。

その時機は二〇年後に訪れた。永保三年（一〇八三）である。

ことの発端は清原武貞の嫡子真衡さねひらが養子成衡しげひらに嫁を迎えた時におきた。

清原武則の女婿にあたる出羽の吉彦秀武も祝意を表するためにやってきたが、暮うちに興じていた真衡はそれに気づかず挨拶を返さなかった。

秀武は怒って、祝に持参したものを投げちらし、出羽に帰った。秀武の怒の原因は、直接には当日の真衡の失態であるが根はもっと深い処にあった。

それは、かつての清原氏の支配体制は一族対等の連合制にあったのに、前九年の役の終了後は、総領制に改められ、奥羽の支配権が、総領すなわち清原氏の直系一人の手に移り、その者の一族は家来同様に待遇されるようになってきていたことへの怒りであった。

そこに気づかね真衡も激怒し、秀武を追撃した。

ことの重大さに驚いた秀武は、自分同様総領制に対し不満をいだいている、清衡（藤原経清の子。母が武貞と

再婚するとき連子として一しよに清原家に入る。」と家衡（清衡の母が武貞と再婚して出来た子）に呼びかけた。清衡・家衡の二人はこの煽動に乗って、出羽へ向った真衡の留守中に衣川の柵の近くの白取在家四〇〇余を焼き払った。

驚いた真衡は急ぎ引返したが二人はすでに逃亡していた。真衡はここで、出羽に秀武、陸奥に清衡・家衡と腹背に敵をひかえることになる。

この対峙中に同年（一〇八三）九月源八幡太郎義家が陸奥守として着任してくる。

この着任は遇然のものではない。前述のような前九年の役の論功行賞で清原氏の下風に立たされた義家の宿怨をはらそうとする思いが、義家の希望にもとづく陸奥守としての着任となったものようである。

清原氏の総帥真衡は、そこまでの義家の心はみぬけなかった。

何はともあれ、新国守を迎えるための「三日厨みっかくりや」という三日がかりの大接待をする。その上で義家との間に武力提携を結ぶことに成功すると、兵力の一部を本拠地に残し、出羽の秀武征伐に向う。

一方、清衡・家衡は好機到来とばかりに、真衡の本拠地を攻める。

夫の留守を守っていた真衡の妻は、たまたま巡検に来ていた義家の部将二人に援助を求める。

二人の部将は簡単に引受けて真衡の館に入るが、形勢は不利である。真衡の養子の成衡には、それだけの力がなかつたようである。

そこでいよいよ、源義家の介入となる。

清衡・家衡には義家に敵対する気持はなかったが、清衡の一族重光の強行論におされて対戦する。結果は二人の大敗北に終るが戦死はまねかれる。

折りしも、秀武を攻めるために出羽に出陣していた清原真衡が戦病死してしまう。そこで清衡・家衡の二人は、戦う相手を失ったので義家に服従する。

第二節 六郡二分……清衡・家衡兄弟の争い

義家は服従した二人に、奥六郡を二分し、清衡には肥沃な、胆沢・江刺・和賀の南三郡を、家衡には稗貫・紫波・岩手の北三郡を与えた。

この措置に対し、二人とも不満であった。

家衡は、自分こそ清原氏の正統だと自認していたので清衡の殺害を計った。

これを察知した清衡は、義家のもとに走り、その援助を求める。

義家はその乞いをいれ、家衡を追討することとなる。

正式にはこの段階からを後三年の役というのである。

応徳三年（一〇八六）義家は、家衡の本據出羽国沼柵（秋田県平鹿郡沼館）を数千騎で攻めたが、根據地に戻った家衡は強く、かつ冬將軍の到来も家衡に味方したので義家はかろうじて陸奥国に後退して軍をたてなおす。そこへ寛治元年（一〇八七）義家の弟の新羅三郎義光が下向し、副將軍となる。

一方家衡の側にも、叔父の清原武衡が、家衡が義家を相手に一步も退かなかつたことを武門の名誉として助入に入る。

また、清衡軍には、はじめ真衡に攻められた出羽の秀武も、義家に服した形で参加する。こうして、両軍の編成は次のような形になる。

義家軍……義家・義光・清衡・秀武

家衡軍……家衡・武衡

家衡軍が沼柵から金沢柵に移り、一そう守りを固めたところへ義家軍が攻めたがおとせない。

春が過ぎ、夏も過ぎた秋九月、義家軍は数万騎で攻撃に向うが、それでもおとせない。

義家が雁の乱れによって、野に伏兵のあるのを知って難を逃れたのもこの時である。

遂に義家は、秀武の進言に従い、兵糧攻めの作戦をとった。

食糧不足に悩まされた城中では、武衡が助命嘆願を申出るしまつとなった。

しかし、再び冬將軍が到来し、義家軍は寒さに苦しんだが、城中の家衡軍には飢えが迫っていた。

せつぱつまった家衡軍は口べらしのため、女子供を城外に出した。義家軍はそれを見逃してやった。

安心した家衡軍が第二陣を城外に出したとき、義家軍は秀武の進言により、これを皆殺しにした。

城中の兵糧は遂に尽きた。

寛治元年（一〇八七）夜、金沢柵は炎に包まれて落城した。武衡は柵内にひそんでいたが捕えられて斬られ、

総帥家衡は逃亡途中討たれ、清原氏の本流は、義家軍の清衡一人を残して遂に滅亡した。

同年十二月、義家は、家衡・武衡を誅したことを奏上し、追討の太政官符をいただいて首を京に奉りたいと申出たが、遂に官符はおりなかった。そののみか義家は翌二年正月、任期満了をまたずに陸奥守を解任されている。

義家は陸奥守であり、鎮守府將軍ではなかった。その陸奥守が、朝廷の許可もなく、隣国出羽国まで越境して清原氏を攻撃しているのは、明かに越権行為であり、あくまで清原氏の内輪争いに義家が勝手に介入したものであるとみなされたのである。

追討の官符を出す意志があれば、朝廷が義家を陸奥守に任じた時か、金沢柵攻めの頃には出ているはずである。

義家は、自ら希望して陸奥守に任ぜられたことは先に述べた通りであるが、朝廷は、義家に清原氏の内訌を収めることは期待しても、清原氏を滅亡させることは期待していなかったようである。

結局後三年の役は、義家の勇み足であった。従って恩賞どころか寛治三年（一〇八九）には義家処分の議すら出されたが、ようやく承徳二年（一〇九八）四月、正四位に叙し、十月に院昇殿が許された。後三年の役平定から実に十一年も経過している。

このようにみてくると、後三年の役における唯一人の勝者は、清原清衡、いな藤原清衡であった。

前九年の役で、源頼義は安倍頼時を亡ぼすのに清原氏の力を借りたが、後三年の役では、その子源義家が清原氏を亡ぼすのに、安倍頼時の女婿であり、父頼義が斬殺した藤原経清の実子であり、しかも清原氏を名乗っていた清衡の力を借りているのであるから歴史の輪廻は不思議なものである。

清衡は、父の仇、母の仇、安倍氏の仇を一度に伐って東北第一の権勢者、平泉藤原氏となるのである。

それから後の本県は、はっきりしないけれども、平泉藤原氏の勢力下に組入れられていくのであるが、この後三年の役のあった頃の本県は、清原氏のような上級支配権者を持たないまま、地域的小豪族のもと、農牧業の発展のための努力をしていたものと思われる。

